

令和元年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和元年6月12日 午前10時10分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	阿久津忠昭
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	片岡宗徳

教育委員会事務局 長

小 林 克 成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

阿久津 雅 志
藤 田 真 紀
高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和元年6月12日（水曜日）

午前10時10分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時10分開議

議員の出欠

○議長（小 坪 孝 君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦
労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小 坪 孝 君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認
をお願いいたします。

傍聴人16名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小坪 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小坪 孝君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願いを申し上げます。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番、藤咲芙美子です。

4点の質問を行いたいと思います。

まず初めに、七会・桂支所機能の再建をということで、支所職員の増員を、支所復活し、住民の必要な手続をお願いしますということで質問いたします。

七会支所が平成29年12月定例議会において廃止されました。支所というのは町民と町政を結ぶ住民にとって重要な行政機関です。それが町民センターの設置と管理に関する関係条例の附則の中でたった一言記されているだけでした。町民の中で支所がいつどういう理由で廃止されたのかわからないままいつの間にか廃止されたということなのではないでしょうか。短絡的性急に行われたため、職員にも知らなかったという方もいたように聞いております。

私は町民の暮らしに係る行政機関がこうも安直に改編されることに強い違和感を持つものです。住民に必要な分野の相談を身近な場所で丁寧に行うところが支所です。国保や介護、児童手当の交付や相談、後期高齢者医療受付、交付など支所で十分対応できます。これが身近な行政機関である支所の役割です。

住民にとって大事な業務である支所の廃止が役所内部で十分な検討をしないまま、そして地域住民の納得を得ないまま強引に進めていいのでしょうか。

桂支所も含めて十分な職員の増員で支所機能を復活させることを求めます。

七会支所が廃止されたことで国保についての各種届け、介護保険に関する相談や書類の受理、後期高齢者医療受付の交付、児童手当に係る申請受付や児童扶養手当の相談、福祉関係の相談など住民にとってどれも欠かせない暮らしに重要な業務ですが、支所で今まで

行われていたこの業務が取り扱わなくなりました。このことで住民に混乱が生じ、私のところにも苦情が聞こえてきました。暮らしに直結する手続が理由も知らされずに突然打ち切れ、30分もかけて本庁に来なければ何もできなくなるとすれば、町民は途方に暮れるしかないので。車のない人もたくさんいます。町長はこういう町民の方の思いをどのように捉えているのでしょうか。

さらに七会だけでなく桂支所まで業務の縮小を強行してしまいました。住民の福祉向上に努めなくてはならない行政が住民を困らせる行政、窮地に追い込むようなことをしてはなりません。七会支所が支所として復活することを求めると同時に、桂支所が支所として機能する充実を求めたいと思います。直ちに支所機能を復活し、国保や介護保険など支所が支所として役割が果たせるよう人員配置を増員を含めての対応を強く要望をいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、4番藤咲芙美子議員のご質問に回答させていただきます。

ご質問幾つかに分かれていたかと思いますが、まずその七会支所廃止というのが一部の人にしか知らされず行われたというようなまずご指摘があったかと思いますが、七会支所と七会公民館を統合して七会町民センターを設立するということにつきましては、実際の統合の2年ぐらい前から地元説明会を行い、地元からの意見も聞きながら七会町民センター設置に至ったところであります。七会町民センターとなって支所業務と公民館業務、それから今まで行われていなかったトレーニングジムによるサービスなども行われるようになって、今までよりも充実したサービスが受けられるようになったという声もお伺いいたします。

一方で、もう一つのご指摘として、昔支所で受け取っていた書類が今受け取ってもらえなくなったというようなご指摘もありました。これは実はそのアツマーレ七会町民センター設置とはまた別の話でして、職員レベルの行政改革幹事会、課長補佐級の職員による行政改革幹事会、行政改革推進本部会議の答申により、支所の業務が忙しくて対応できないので、受け取れる書類の種類などを減らしてほしいという職員サイドからの答申がありまして、それに従って支所の業務を削減したわけですが、その後町民の皆様方からご指摘のような意見、私もたくさんお伺いしまして、昔できていた業務が今支所で受け取らなくなったのはおかしいというようなご意見もたくさんいただいております。そこで、確かに業務を減らし過ぎたという反省に立ちまして、再び支所に業務をもう一度戻そうとしているところであります。

例えば赤十字の募金に関しまして行政改革幹事会では支所で受け取れないということだ

ったんですが、今年私のほうから指示をしまして、赤十字の募金について住民に集めているのをお願いするのに支所で受け取らないというのは、支所としておかしいということで、受け取るようにということで指示を出しまして、実際今年赤十字の募金に関しましては、支所でも受け取りを行っております。

国保、介護などご指摘もいただきましたが、よく住民のご意見をお聞きしまして、支所で受け取るべき業務、あるいは職員の繁忙状態も見て、もうちょっと受け取れる書類があるのであればまた指示を出して、これらのこういった事務については支所で受け取るようにということで、指示を出していきたいというふうに思っております。

また、単に職員に負担をかけるだけではなくて、例えば住民票の自動交付機の導入などの機械化など、あるいは本庁がカバーする体制としての各担当業務のマニュアル化などそういった改革改善も含めまして、限られた人材を有効に活用し、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4 番藤咲英美子君。

〔4 番藤咲英美子君登壇〕

○4 番（藤咲英美子君） 支所機能を戻す、それは赤十字だけですか。赤十字だけでしょうか。赤十字だけでしたら手続というそういうものは問題ないと思うんです。私は常に一番住民の身近な、特に高齢者にとって国保、後期高齢者、介護保険、そういう手続、一番重要な手続、そして一番身近な手続なんです。その手続を身近な支所でやってほしいと言っているんです。何でそれがわからないんですか。今までそういうたくさん聞きましたというのは、ここからここは頭を通っていくだけのそれだけの話にすぎないではないですか、そんな話。住民がどれほど実生活の中で困っているかわかりませんか。本当にひどい行政改革を重んじて重視してしまったと、非常に私は怒りを感じます。

町民の中で支所がいつどういう理由で廃止されたのかわからないままの人がいます。これは町長が今 2 年前から話をしているというようなことを言っても全員の町民には伝わっていないということになります。多くの人が困っているんです。支所を廃止するときそういう困った人たちの考え、暮らしとか健康などの影響をどのように考えて廃止したんでしょうか、お聞きいたします。

私は例えば桂支所の場合でも町民が仕事の合間に支所に行ったらその業務は扱っていないと断られたという話もあります。町民にとっていつの間にか業務が縮小されたために起きたトラブルだと思います。要するに業務縮小のことが町民によく知らされていないという問題があります。その人は改めて車で本庁まで来なければならなかったということです。縮小しただけでもそれだけの負担は住民にかかっています。

私が聞いたのはほんの一部の話なんですけれども、これらの事例は行政の一部の人たちの思い込みや見込みで住民の大切な機関である支所を廃止したり、縮小したりしてはなら

ないということを示していると思います。

例えばぐあい悪くなった人が早く受診をしたい、しかし何らかの事情で国保の支払い期限を忘れてしまった、そういう人が支所で手続をして短期の保険証をもらいたいという人がいたとします。そういうとき近くに支所がなかったらとても大変なのではないかと思います。ぐあい悪いのに早く受診したいということもあると思います。支所というのはそういう重要な役割を果たす機関だと思っております。町民センターの設管条例の附則に書いてただけで支所を廃止するというのは、無謀だと思っております。

今町民センターでは、役場の職員が芝の管理や処理を行っています。なぜ管理業者がみずからやらないのか、不公平ではないのかという声が町民の中にあることも事実です。その一方で町民に欠かせない支所がなくなったのは理解できません。町長、お考えをお聞かせいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

質問が幾つかに分かれていたかというふうに思います。支所の機能、業務分掌の見直しによって支所が今までやっていた業務を行わなくなって不便を生じているというご指摘でございますが、以前の議会で桜井議員からもご質問があつて、デマンド交通やいばっぴの発行を支所でできないかというようなご質問を以前いただいたこともございました。それにつきましてもこの6月から笠間警察署から直接郵送するという形で不便がないような対処しておりますし、また今回藤咲議員からさまざまな事務手続について支所でやるべきものがあるのではないかというご指摘もいただきましたので、もう一度昔支所でやっていた業務で減らしてしまった業務ですが、よく考えてみると例えば桂支所もお隣に仲田副町長が一時期桂支所に再任用職員として配置されたことがありましたが、そのときの人員数と今の人員数は全く同じ人員が配置しているわけでして、そのときにできていた業務を今できないというのも確かに行政改革幹事会で職員の中から出てきた意見を受け入れて業務を減らしたわけですが、確かに住民の方からは本来できる業務をできる人員がいるのにそんなに忙しそうには見えないのにやらないことにしたというのはおかしいのではないかと、という声も多くお聞きしますので、昔の業務を支所に全部戻すかどうかは別としまして、今回まず影響の大きい共同募金の業務、それからデマンド交通やいばっぴの発行業務を利便性を向上させましたが、ほかの業務も一つ一つ点検して、これとこれは支所に戻してもできるのではないかというのを一つ一つ検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 見直しで不便だと、私が言いたいのは、人員が同じ人員だから

町長は何を言いたいのかよくわかりませんが、同じ人員なのに何でできないのかということと言いたいというのは、職員が業務が全部できないということで、職員のせいにしていませんか。私が言いたいのは今までは6人から7人ぐらいはいたと思うんです。それがみんな6人から7人ぐらいの人たちがそれぞれの町民課の分野でできる人、それから福祉課でできる人、それから下水道課でできる人、さまざまな町に関係する人たちが誰かが1人ぐらいは6人の中に含まれていたのではないかと思うんです。それなりに職員だってわからなければ勉強します。わからないからといって放棄しているわけではないです。職員だって勉強するんです、それなりに住民の期待に応えようとして。何でそれがわかってこないんですか。今は同じような人員だからといっても人員は同じではないんです。桂は4人しかいないではないですか。前は六、七人いたんです。それでも何とかして頑張ってやっていたんです。それを強行なる行政改革で4人にされたではないですか。それでそんな状態の中で一人一人がどれほど大変な思いをしてやったとしても、住民に詳しい説明できないから、迷惑かけるからといってどうしたらいいというようなことで行政改革委員会にかけたのではないですか。そういう中でその職員ができないから減らそう、そのできないものをみんなこっちへ庁舎に持ってこようというそういう短絡的な考えはやめてほしいです。住民がどれほどそれだけで影響、負担かかるのか、そこを考えてほしいと思います。

私は赤十字は戻してももちろんいいと思います。戻してください。しかし、国保、介護、後期高齢者の手続、児童相談所の相談の手続、そういうものも全て負担をかけるようなことのないようにぜひもう一度全ての業務を支所に戻してください。

これは一部の人が知っていただけではだめなんです。全町民が対策とか身近に安心して今までどおりに手続きができるようにしなければならないではないですか。

私が最後に求めるのは、住民が安心して手続が行えるように直ちに支所機能を復活し、支所が支所としての役割が果たせるよう十分な人員配置、増員を早急に強く要望をいたします。最後に答弁をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。貴重なご指摘をいただきました。支所、町民センターの利便性が向上するように業務をもう一度点検して、住民の利便性向上を図っていききたいというふうに考えております。

また、支所スタッフの増員につきましては、それを行うということは逆に本庁舎のどこかの部署の減員を行うということになりますので、役場職員全体の定数をふやすということであればそれも可能かもしれませんが、職員の配置については全体のバランスの中でよく考えていききたいというふうに思っております。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

4番藤咲芙美子君。

〔４番藤咲芙美子君登壇〕

○４番（藤咲芙美子君） ちょっとこれは質問ではないんですけども、ぜひスタッフの増員をただスタッフの増員をするために支所に本庁から連れて行かなくてはならないとなると、本庁の仕事がおろそかになってしまって、本庁に負担がかかるということも考えられますので、本庁から持っていくとかではなく、町長の采配でしっかりと考えてほしいと思います。

では、次に２番目の石塚小学校のプールについてお伺いいたします。

お配りしたい資料があるんですけども、議長、よろしいですか。お願いします。

では２つ目の質問に移ります。

石塚小学校のプール、子供たちが安全に受けられる授業を、早急な修繕が必要ということ、町の対策をお伺いいたします。

石塚小学校のプールは、昭和46年に竣工され、今年で48年目を迎えます。したがって、老朽化も目立ちます。皆さんにお配りした写真の状況のとおりです。ごらんになっていただいてわかるかと思います。水槽の周辺のひび割れ、水槽、周囲の塗装がはがれています。これでは子供たちが安全に安心して水着や素足で授業を受けられる状態にないことは明らかだと思います。水槽に入る足場は塗装がはげ落ちひびが入り、全体に黒ずんでいます。衛生面から見ても好ましい状況とはいえません。今先生たちや高学年児童たちがプールの清掃を行っていると聞きます。これでは学年の授業にも影響を与えます。早急な対策が望まれます。

現場の先生方の意向は、自校プールにおいてじっくり時間を取ってプール授業、水泳授業を進めたいということだろうと思います。水泳指導を例えば学校以外の施設で行うとすれば、学年で約60名、70名の児童を安全に移動させる、その際にバスの確保、ホロルの湯の都合など幾つもの煩雑な手をクリアしなければなりません。水泳指導はホロルの湯で行うようにしているからプールの補修はやらなかったというのは筋が通りません。

石塚小学校プールができたのは1971年ですから、一方ホロルの湯は2000年がスタートです。つまり石塚小プールができて補修もしないまま29年間も放置されていたことになります。その後も本来なら10年ごと修繕など実施しておけばよかったものを町では点検もしないままでした。現場の先生方が便利な自校プールで授業している間にもプールの老朽化は進行してきました。それがお手元にある写真で見ていただいたプールの実態です。

行政は児童に安全な施設を与えなければなりません。このまま朽ち果てるのを待つわけにはいきません。こういう実態を招いた原因は行政にあると思います。石塚小学校は現に今も子供たちが通っている学校です。子供たちが安全にプール授業ができるよう心からお願いをして、私の１回目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

石塚小学校のプールにつきましては、私も5月29日水曜日に教育長、教育委員会事務局長と3人で学校施設を訪問し、現状を確認しております。そのときはちょうど石塚小学校の児童がプール清掃を行っておりました。状況としましては、議員ご指摘のあったプールサイド塗装の剥離、プールサイド、プールのひび割れ等も確認し、修繕も必要であると感じたところでございます。設置後今年7月で49年を経過する施設ですので、修繕もさることながら建てかえも検討しなければいけない時期となっております。仮に建てかえをするといいたしますと、約2億円を要すると試算しております。

国の学習指導要項での水泳にかかる授業は、小学校1年生から4年生で10時間程度、小学校5、6年生では8時間程度と定められております。このような短時間であることから、プールのない常北小学校、桂小学校、常北中学校においては、ホロルの湯の温水プールを利用して授業を行っております。また、石塚小学校においても将来的には有効な手段ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 2億円かかるという、しかしこの2億円は誰がつくった2億円ですか。行政が修理をしなかった、その都度修理をしていかなかった、そのことによる劣化ではないですか。40年間もそうして放っておいてそれでできなくなりました、だから2億円かかります、それで子供たちが授業を安心して行えることを奪っているんですよ、町長。修繕点検を行った結果、老朽化が進んだためであり、修繕、改修すべきです。

同時に補修に際し、複合的な施設建設が想定されるため費用がかさんだのだと思います。これは行政の責任と思っております。プール学習も自校でできなくなるという子供たちに責任を負わせる問題ではありません。確かにただ石塚小学校が一番多いんですよ。300人近くいますか、全部で。その300人近くの子供たちがホロルで授業を行うのと子供たち桂小学校とかそちらのほうでは行ってホロルのほうで授業を受けているところもありますけれども、どうにもならないということで行っているんだと思うんですけども、石塚小学校300人の生徒が少しずつだとしても移動する時間、ロス、バスの移動時間のロス、それから最後に着泳法なども経験できるようなそういう経験もさせてあげたいと思っております。私はこちらで2億円かかるからできません、それを放っておいてホロルに行きましょうといってホロルに行くのは、行政の勝手な考えだと私は思っております。ぜひ修繕をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

藤咲議員からの質問では屋外の自校プールのほうが優れているという大前提に立っておられるかと思うんですが、ホロルの湯にもすばらしい利点がたくさんございます。例えばプール授業を行うときに時間割はそのときに例えばその日に雨が降ってしまったり、あるいは天候が悪くて温度が低くなるとプール授業自体が屋外の外のプールですとできないということもあります。ところがホロルの湯プールで時間割を組みますと、全天候型のプールですので、必ず決まった時期に決まった時間数のプール授業を行うことができるというのは教育上も大きなメリットとしてございます。

また、学校の先生方のご意見を聞きましても、プールを学校の先生方体育の主任の先生方たちが常に維持していくわけですが、虫が入ったりいろいろあったりして、プールの維持管理自身を教員が授業の間をぬって維持していくわけですが、ホロルのプールに移管した場合、そういった業務から開放されて授業の準備等に専念できて、衛生的にも外のプールよりも屋内のプールのほうが優れているという面もございます。

そういったことで、常北小学校、桂小学校などでは既にホロルの湯のプールを使用しているわけですが、石塚小学校単独でまた億単位のお金をかけてプールを建てかえるよりも既に全天候型のプールを町で保有しているわけですから、そこを活用するほうがいい面も多いのではないかというふうに思います。

確かに石塚小学校は人数が多うございますので、ホロルで対応できるのかというご心配もあるかと思います。現在小学校のホロルの湯でのプール授業は、月曜日ホロルの休館日に実施しておりますが、もし石塚小も行うということであれば、月曜日以外の日もプールの一部を小学生用に開放というか、占有をかけまして、月曜日以外の日もホロルの湯で小学校のプール授業ができるようにそういったような配慮もしていきたいというふうに考えております。

開発公社の理事長は私でございますので、そういった開発公社サイドと町の意向というのは、調整することが可能であるというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 4 番藤咲英美子君。

〔4 番藤咲英美子君登壇〕

○4 番（藤咲英美子君） 結局そこに行くんですね。自分たちの行政の責任はどうなんですか。そのところは全然素通ししていますね。何でこれほどまでに40何年間も放置しておいていたのかということを私はもちろん言いたいということもあります。それから、プールに虫が入って枯れ葉が入って維持管理が大変だと、それは教師の先生たちの思いもあったということなんですけれども、それはありません。それは先生方も子供のために楽しんでやっているのではないですか。子供たちは結局大変な思いで着替えて、すぐ自分の学校のところにある身近なプールができなくなっちゃうんです。わざわざ着替えて車に乗ってそれでホロルまで行かなくてはならないんです。そういうロス、時間、そういうものを

考えたことございますか。それをちょっと教えてください。子供たちの負担はどう考えますか。

それから、もう一つ町長の答弁の中にホロルの湯で毎週月曜日の休館日にやっているということなんですけれども、では休館日増やすんですか。増やさないんですか。増やさないでできるんでしょうか。そういう考えはあるんですか。300人のプールの子供たちがうまくできるということなんですか。私は信じられません。考えられません。ではその間ホロルの管理、維持管理はその休館日にやるのとは違うんですか。修理をしたり、それから清掃したりとかというのは休館日に充てるのではないんですか。それを中学生が使ったりなんかしたときにどのように解消するんですか。そこら辺のところはどのようなんでしょうか。それをちょっとお答え願いたいと思います。

それから、休館日というか、ホロルの湯で子供たちが使ったときにどのように利用者、今まで使っていたその利用者の人たちに負担はかからないんでしょうか。そちらのほう少し私はホロルの湯をやるのであれば、授業に充てるのであればそちらのほうの利用者の方に町外からも県外からもいらっしゃる方もいます、ホロルは。ですのでそちらのほうに回していただいて、小学校は小学校なりの子供らしい自分の自校のプールでできるようなやり方をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

子供たちに自校のプールで学習はするなということなのかというようなそういう思いでいっぱいです。子供たちの代弁です。プール学習は自校でできなくて子供たちに我慢せよというのだろうかと、子供たちには何の責任もありませんから、こんなことは脅かしにしか感じられません。石塚小は人数も多いです。自校で行えるよう修繕を強く求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

今人口減や生徒数の減に伴ってほかの他市町村でも全て学校でプールを整備するのではなくて、全天候型の市民プールで各学校移動してそこでプール授業を行うという事例は全国的にも今増えてきていまして、そういうふうな今流れではないかというふうに思います。生徒数も少なくなる中で全ての学校でプールを更新工事を行って維持管理していくというよりも、1カ所の全天候型プールで授業をしていくというのが現在多くの自治体で考えられている流れではないかというふうに思います。

それを前提にいたしまして、休館日の話がございましたが、今月曜日の休館日にプール授業を行っておりますが、まだ使っていない時間帯や枠もあるので、その時間帯にさらにプール授業を増やすこともできます。また、平日の時間一般のお客様もおりますが、プール3コースありますが、3コースで例えば5人か10人しかお客様がいらっしゃらないのであれば、一般開放は3コースのうち1コースにして、残り2コースでプール授業を行うとか、

そういった形でうまく有効活用することができるのではないかと思います。あるいはちょっと分析をしまして、この時間帯はほとんどお客さんがいない時間帯であれば、3コース全部学校のプール授業用として指定して、ホロルの湯のプールで一定時間営業している火曜日から金曜日の間でも学校に使っていただくというのも一つの考え方としてはあるかと思っています。

いずれにしても、小学校側とよく協議をしまして、人数、時期、それからホロルの湯の側のお客さんの入っているぐあい等をよく調整しまして、授業に支障がないようにしていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、全天候型であることによって衛生面、あるいは確実に授業時間がこなせるといったよい面もありますので、その点ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 納得できません。まず行政の責任を感じてください。行政は子供たちがこんなになる、このような写真のようになるようになるまで放っておくこと自体が許せません。確かにホロルの湯でやってしまえばそれで済みますというようなことでは問題ではないんです。もう少しそこら辺のところ考えていただきたい、子供たちのことを考えていただきたかったと思っております。

いいです。これはもうあと3回目になりますので、次の質問に移ります。

学童クラブについてです。

学童クラブの施設の拡充をということで、質問いたします。

支援員の配置は常時2人体制なのか、体制の確保をしてほしい、生活の場にふさわしい施設整備を、支援員の処遇改善を、支援員として役割が発揮される場になるかというようなことで、質問いたします。

石塚小学校、常北小学校の学童クラブの改築に当たり、学童保育の職員の配置や処遇、設備、設置についてお聞きいたします。

共働き家庭などの児童が放課後学童クラブで過ごしています。学童クラブは私自身の子供たちも孫たちも地域の学童保育でお世話になっています。学童保育にお世話になっておりました。1人の子供が安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。子供自身が指導員や子供同士の関係も含めた安心できる生活が求められ、指導員には一人一人の子供を理解し、健康や安全を守り、子供との人間的な関わりなど専門的な援助や働きかけが求められます。

ところが政府は2015年の閣議決定で配置すべき2人の支援員を緩和することにしました。安全と質の低下が避けられなくなりました。参酌するとしていますが、2名の配置は参考にすればよいということです。これでは育ち盛り、学び盛りの子供たちの安全な生活の場

を提供することはできないと思います。

学童保育というのは、子供の身体的、精神的・社会的発達に必要な支援をするところです。町の将来を担う子供たちの人格形成の場です。働くお父さん、お母さんの力強い支援になっていると思います。

城里町は、子育て支援を政策の柱に掲げている町です。城里町ならではの学童クラブの政策があってもよいのではないかと考えています。まず支援員が2人安定的に確保されることが望まれます。支援員は子供の発達に有資格者を配置する必要があります。現在の仕事を担っている人が資格を取れるよう町として援助するよう求めます。

支援員は生活を通して毎日子供たちと接しています。当然人間としてのつながりも大切になってきます。持続的な勤務をしてもらうため、それに見合った賃金などの待遇改善が求められます。臨時・嘱託職員の給料だけというのでは子供たちに安定した支援ができなくなるのではないかと案じます。支援員として役割が発揮できるよう賃金待遇を求めたいと思います。

次に、施設整備の件です。

広さですが、厚労省は1人当たり1.67平方メートルでよいとしています。これは保育所の乳児室の面積の半分にすぎません。赤ちゃんがハイハイする半分の面積でよいということです。今の子供たちは大柄になっています。その子供たちが生活する場として赤ちゃんがハイハイする部屋の半分でよいというのは余りにも不合理です。

また、生活の場所にふさわしいトイレや調理室の整備も必要です。子供がけがや発病したときに休める場所が必要です。子育て支援の町と言われるためにふさわしい努力が求められると思います。父母、保護者の負担増につながらないような措置をお願いしたいと思います。

町独自の子育て支援策を強化するとなると国の言うとおりで済まないこともあります。決意が必要です。学童保育がお父さん、お母さんに歓迎されている実情は、お聞きになっていると思います。町長の決意のほどお聞かせください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、学童クラブのことに關して回答させていただきます。

まず、学童クラブの支援員の配置についてのご質問がございました。町の支援員の配置につきましては、いずれの学童クラブにおきましても、児童の安全性や放課後健全育成事業の質の保持の観点から2人以上の体制確保に努めております。国の閣議決定、その後法律が可決成立しましたので、児童福祉法の規定におきまして、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る従うべき基準については、現行基準の内容を参酌すべき基準とされましたが、町においては今後も特段の事情が発生しない限り運営主体の理解をい

ただきながら現行の体制すなわち2人以上の配置の維持確保に努めてまいります。

次に、学童クラブの指導員の賃金と処遇改善に関するご質問がございました。学童クラブの運営につきましては、業務委託契約により運営主体に委託しており、公設の児童クラブの指導員の賃金につきましては、基本的に町の嘱託・臨時職員の賃金等の単価を参考にしております。定期的に賃金単価等の見直しも進めておりますが、放課後児童クラブは通常放課後のみの開所となるため、フルタイム並みの賃金確保は難しい面がございます。しかしながら、児童の自主性や生活習慣の見守り、学年や発達段階に応じた遊び、生活を確立していくなどその責務の重要性もあって、指導員の精神的、肉体的な負担は大きいと認識しております。

今後も運営主体と連携し、放課後児童健全育成事業制度の効果的な活用を進め、支援員の処遇改善等事業や支援員キャリアアップ処遇改善事業など要件に合致する補助事業を積極的に取り入れていく中で、指導員の賃金の処遇改善に向けて検討を進めてまいります。

また、公設、民設の児童クラブを問わず、クラブ運営に関しての業務委託料の予算措置につきましても、算出基準や根拠の見直しが必要な時期にきていると感じております。設備及び運営に関する基準の質の低下を招かないよう留意し、事業内容の充実や設備拡充に関する面の費用など国の基準も踏まえながら町独自の基準、費用設定についても検討を進めてまいります。

最後に放課後児童クラブの施設の拡充に関するご質問がございました。遊び、生活の場としての施設機能確保のため、狭隘、老朽化している2カ所の放課後児童クラブ、石塚開放学級、常北小学童クラブについて平成30年度から放課後児童クラブ施設整備検討委員会を立ち上げ、快適な専用区域を備える施設設置のための検討を行っているところでございます。委員会の中で専用区域以外にも洗面所、トイレ、支援員事務室など施設として必要な設備や機能を検討し、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の運営に規定される児童の身体的、精神的及び社会的な発達のため必要な水準を確保することを満たすため、最適なスペース確保と施設整備に向けて進めてまいります。

以上の回答をまた決意というふうに受け取っていただければありがたいと感じております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） これから頑張っていきたいとそういういろいろな気持ちは伝わりましたが、要するに支援員は2人以上ということをお聞きいたしました。2人以上配置していただけるのでしょうかと思うんですが、この2人の配置のことについて少しお聞きいたします。

この40人以下の子供たちのときに保育士とか社会福祉士の資格を持っている放課後児童支援員認定資格研修を済んでいる修了した者、研修を修了した者というようなことなんで

すが、支援員の認定資格をお持ちの2名なんですか。それがとても大事な重要な問題だと思います。その2名がどういう働きをしなければならないかというようなことも含めた上で、今町長が答弁でお話しされたことも含めてのことなんですが、とても重要な役割です。ですので、支援員は2人以上配置ということの中に認定になっているのかお聞きいたします。認定資格を持っているのかどうかをお聞きいたします。

それから、放課後のみというようなことの答弁でした。この放課後というのは放課後のみならず春休み、冬休み、土曜日、夏休み長期の預かりも行っています。支援員さんはこれほど重要な長期間においての仕事もしているんです。常勤にしてもおかしくない状況で働いております。単なる放課後のみということではないと思います。ただ預かっていればいいというだけの問題ではないんです。そういう重要なこともあります。例えばあと補助員が支援専門研修に行くときに旅費とか就業とかの賃金の保障はされているんでしょうか。その辺のところもお聞きいたします。

それから、有資格者である認定支援員の活動では、子供の健康管理、安全の確保を図ること、宿題、学習活動が自主的に行えるよう援助を行うこと、子供の基本的生活習慣について援助、自立に向けた手助けを行ったり、その力を身につけさせたりするなど求められています。子供の安全については、支援員は1年生から6年生までの子供さんを預かります。子供同士のいさかいやけがなどトラブルもあるでしょう。例えば支援員が1人のときに子供が負傷して病院に連れて行かなければならなくなったときなどは手薄になってしまいます。残された子供たちはどれほど不安になるでしょう。こんなとき誰が責任を持つのでしょうか。支援員は子供たちが安全に過ごせる健康管理など重要な役割を持っています。支援員として安心して働ける場になっていなければなりません。

さらに参酌される施設基準、1人当たり1.65平方メートルというのは47名であれば77平方メートルでよいといいますけれども、この中に十分な医務室、調理室、雨などで外に行けないときにゆっくり学習できる休憩室など含まれ、確保されなければなりません。これから新設される石塚小学校、常北小学校の学童クラブでは、認定を受けた支援員の処遇改善を求めるとともに施設整備など保障されることを求めます。ぜひこういう基準が緩やかにならないできちんと守られるようお願いをしたいと思うんですが、答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。貴重なご指摘ありがとうございます。

質問全体としては、1回目の質問の確認というふうに受け取らせていただきましたが、支援員の配置につきましては、今城里町においては2人以上の体制確保に努めておるところですが、今後も2人以上の体制確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、それを2人以上の配置を前提とした委託費の予算を計上していきたいというふうに考えております。

また、その2人以上につきましてもできる限り有資格者が配置されるよう各放課後児童クラブの運営主体に対しまして協力をお願いしていきたいというふうに考えておりますし、資格がない人が資格を取得することの応援などもしていきたいというふうに考えております。

いずれにつきましても、放課後児童クラブは児童生徒、そして働く両親にとって重要な施設でありますので、十分な施設整備と人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。2人以上というのは私は有資格者を言っているのであって、このことについてはなかなか手がないから今のままでというようなことでずるずるいくようなことのないようにぜひ有資格者が2名以上配置できるような努力をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、旅費の賃金の保障なども、研修に行くときの旅費のそれから就業としての賃金の保障、しっかりとやっていただきたいと思いますと思っております。

子育て支援に重視している町にふさわしい町独自の判断をして、町民に喜ばれる学童クラブにしてほしいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。資格を取りに行く場合の賃金保障等のご提案がありましたが、現状ではそこまでの予算は計上されていないというふうに認識しておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ぜひお願いをしたいと思います。

職員トイレ、4つ目の最後の質問に移ります。

常北小学校の職員トイレについて、プライバシーの確保は第一、職員トイレを早急に設置をとということで質問をいたします。

平成29年11月、資料館視察で常北小学校を尋ねる機会が私にはありました。そのときに職員用トイレが児童と共用になっているんだよというようなことをお聞きいたしました。城里町立小中学校の中で常北小学校のトイレだけが児童と一緒にあります。プライバシーの確保の観点から問題だと思いました。子供たちの親近感が増すということだけで容認

されることではありません。先生と児童の親近感というのは、本来人間の尊厳が尊重されることから出発するものだと思います。

私は、常北小学校だけが子供と職員が共有というのは納得できません。別々にするべきと考えます。お互いの人権を守ることが原点であり、プライバシーを確保したトイレ設置を求めます。

町内小中学校で職員用トイレは全て別々に設置されております。これは町内だけでなく全県の教職員がかかわることで、教職員は常北小学校には職員トイレがない、転勤のたびに不快な思いを経験するのではないかと思います。

平成30年10月議会の一般質問で同僚議員が同じ趣旨の質問をしたとき、町長はトイレの適切な設置場所、可能な施工方式も含め、設置に向けて前向き検討するという答弁をされました。その答弁を素直に聞く限りトイレの件は即刻解決すると思います。しかし、その後何の具体的な進展が見られません。その後どのような検討をされたのかお聞きいたします。

常北小学校は新設して35年経過しています。これ以上延ばすことはできないのではないのでしょうか。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（小塰 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、常北小学校の職員用のトイレに関してご質問、回答をさせていただきます。

このご質問につきましては、昨年10月の第3回議会定例会で猿田議員からご質問を既に受けた内容かと存じ上げます。そのときの回答といたしまして、トイレの適切な設置場所や可能な施工方法も含め、設置に向けて前向きに検討すると答弁をしております。

その後の状況でございますが、前回とご答弁申し上げました内容で設置可能な場所を検討しているところでございまして、現在も検討が続いているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（小塰 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 検討しているのは存じております。しかし、この検討の中の検討には具体的にどのように考えているのでしょうかお聞きいたします。具体的に教えてください。どのように検討しているのか。

○議長（小塰 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答をさせていただきます。

設計事務所とも設置可能な場所を相談しているところですが、幾つかの案を検討してい

るところですが、工事費として概算2,000万程度かかるような今提案を受けておりますが、職員専用トイレとして概算で2,000万はかけ過ぎではないかというふうに感じているところもありまして、より現実的に則して工事費が縮減可能な場所や工法がないか検討をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） そのこの考え方の問題だと思うんですけども、検討しますということで、工事費は2,000万かかります、2,000万かかるのは専用トイレとしてかけ過ぎではないかというのはどこをもって何をもってかけ過ぎなのでしょう。人間の尊厳が問われるものです。そこを問題視、重視してください。トイレが子供たちと共用していることのつらさは女性でなければわかりません。本当に男性はそれで済むでしょうけれども、女性のやはり尊厳というものを考えていただきたいですね。

2,000万かかろうが何しようが30何年間放っておいたではないですか。もう既に35年です、先ほども言いました。35年経過しているんです。この35年の間放っておいたではないですか。検討します、検討しますでそのままってそんなどこにお金を使うかですよ。もう少し考えてみてください。我々職員がどういうところでどのようなことをしているのか、本当に一人一人の人間が尊厳が尊重されなければならない状況なんです。今の児童は成長が早いです。職員トイレが設置されていないのは常北小学校だけです。人格形成のためにもトイレは別にする必要があります。ぜひ実施のための検討をしていただきたいと思います。

以上で4点の質問を藤咲芙美子、終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小坪 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、5番片岡藏之君の発言を一問一答方式により許可いたします。

5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） 5番片岡でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

まず町内の河川の状況についてですけども、那珂川は国交省ということであれなんですけれども、町内の行政のほうである程度管理している河川の状況についてお聞きしたいと思います。

本年は、例年になく雪も降らず本当に冬から春までの間少雨の影響で河川の水量は甚だしく少なくなっておりました。その影響か田植え等がおくれ、その作業のその後の農作業にも影響しておりました。河川のほうでは水量が少ないせいか、葦とかそのほかの雑草または河川の上に出ている枝とかが河川の中に入りまして、木の枝等々が蓄積し、河川の底

が上がってきております。今、関東地方は梅雨という季節に入りました。昨日、今日と雨は降っておりませんが、最近の天候はゲリラ豪雨とかと言われ、極端な気象状況が発生しております。本町もそのような気象状況が発生したときが本当に心配される次第であります。

先だって回覧で総務課が出したと思われる減災協議会のそういったものも町内各戸に多分配られたと思うんですけれども、そういった観点と若干減災でなくて防災のほうの意味合いから質問をしたいと思うんですけれども、本町で管理しているというか、関係している大体10本前後ぐらいの中小河川だと思われませんが、以前は土砂捨て場等があれば底泥を払ってくれるとかという話が土木事務所のほうでもそういう話がありました。

そういった中で、本町では今どのような区長要望が挙がっているのか、それで何カ所ぐらい出されているのか、また内容はどのような内容なのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、5番片岡藏之議員のご質問に回答させていただきます。

城里町には多くの中小河川があり、その管理は茨城県のもの町のものがあります。平成30年度もたくさんの河川に関する要望があり、そのうち土砂撤去の要望は9件ございました。要望のうち県管理の河川は6件で、町より水戸土木事務所河川整備課に要望して対応をお願いしているところであります。

県管理河川につきましては要望が多く、全ての対応がされていない状況ではございます。また、撤去した残土の処分にも苦慮しているということで、町としましては残土の仮置き場について協力をし、堆積土砂の撤去が進むよう要望をしていきたいというふうに考えております。

河川ではありませんが、道路のほうでも土砂の撤去場所に困っているということで、なかなか進まない面がありましたが、旧七会地区のこび山線におきましては、町のほうで残土を仮置きする場所を提供したことで一気に工事が進みまして、現在仮開通状態というふうになっておりますが、河川につきましても、残土置き場があれば工事費が縮減できてより進むということですので、町では白山グラウンドの土砂を昨年度撤去いたしまして、水切りのための仮置きが今可能な状態となっております。そういった町で整備いたしました残土仮置き場の申し出も行いまして、茨城県に対しまして堆積土砂の撤去をさらに進めるよう要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） ありがとうございます。町のほうで何カ所か残土捨て場というか、

土砂捨て場を確保してあるということでお伺いいたしましたけれども、例えば白山グラウンド出てきましたけれども、それは何立米ぐらい入る予定、数字的にわかりになればお答え願いたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 昨年度白山グラウンド脇の残土置き場につきましては、6,000立米町のほうで残土を撤去しまして場所をつくりましたので、6,000立米まで水切り用に受け入れが可能だというふうに試算をしております。

また、今年度予算で新たな残土ヤードを設置するための検討委員会の費用が計上されておりますので、今既に置くことが可能な残土置き場に加えて、新たな残土ヤードを設置するために検討委員会等も早急に開催してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） ありがとうございます。そういった形で梅雨時ということもありまして、これから夏から秋にかけて台風とかそういったことが出てきますので、ぜひともそういった残土ヤードとかそういったものをぜひ上手に活用していただければありがたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

町民センターアツマーレについて3点ほどお伺いしたいと思います。

このごろ町民センターアツマーレ前の県道を通りますと、結構駐車場、グラウンド下の駐車場に結構車がとまっているのが見受けられます。本当にもう少し車が増えるともっといいことだと思っている次第ですけれども、現在町民とその他町外の人々の利用状況とかそういったものというのは把握できていますでしょうか。

また、夏休みなどのバーベキューなどの利用者が多くなったときの駐車場の対策、そういったものをどうするのか。

また、ホーリーホック関連の話になりますけれども、チームの練習を見たときに見に来た人が練習が非公開であったと、町のほうでは物産センター「山桜」のほうにそういったあれを案内板を出しているみたいなんですけれども、ぜひとも町民センターアツマーレの入り口あたりに練習の公開、非公開の案内板をつくってくれないかとか、つくってくれないかというようなそういうよそから来た人のご意見を伺っておりますので、その点お伺いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長、上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き片岡議員のご質問に回答をさせていただきます。

幾つかの質問がございました。七会町民センターアツマーレの現状についてということで、大きな枠組みの中でご質問いただきました。

最初に、城里町民の利用の状況はどうかというご質問がございました。例えば今週の前の土日であれば、土日2日間とも常北中学校サッカー部でサッカーの練習でアツマーレのグラウンドを使っていたというふうに把握をしてというふうに記憶しております。最近週末につきましては、ほぼ毎週のように中学校の練習、あるいはサッカー少年団の大会でアツマーレのグラウンドが使われておりまして、平日を含めた全体でも4月、5月では住民による利用が水戸ホーリーホックによる利用時間を大きく上回ってきている状況にあるというふうに認識しております。

また、6月からグラウンドゴルフ教室がアツマーレで始まりましたが、30人の定員のところに36人の申し込みがありまして、6月の第1週より教室が開催されておりますが、大変な人気を博しております。グラウンドゴルフ教室をやらない火曜日におきましては、あらかじめグラウンドゴルフ場をアツマーレに設置しまして、来た住民がすぐにグラウンドゴルフが楽しめるような状況を今月からつくろうとしているところであります。そういった努力も実りまして、アツマーレにおきます住民の利用は、昨年に比べて大きく伸びている実情にございます。

さて、そういった住民の利用、あるいはホーリーホックの成績が好調なことに伴って、アツマーレを訪れるお客様も大きく伸びております。駐車場の不足についても確かに今後駐車場が不足するのではないかというふうに予測がされます。

アツマーレに来てくださる町外からのお客様さんの動向ですが、完全に入場券を配っているわけではないので、正確な数字ははかれませんが、一つの指標として、バーベキューの利用者がどれぐらい伸びているかということですが、ゴールデンウィーク期間中のバーベキュー利用者は、昨年と比べ3倍、売り上げは4倍に今増加をしているところであります。4月、5月の売り上げでみましても約3倍のバーベキューの利用がありまして、去年1年間の売り上げの半分近くを4月、5月で達成している状況にございます。

そのようなわけで、昨年におきましても大きなイベントの際にはアツマーレの駐車場が満車となってしまうお帰りになるという、そういった事態も昨年も何日間か起こっておりますので、駐車場の増設も考えなければならないというふうに思います。

テニスコートの部分など少しフェンスの一部を撤去することなどによって、それほど費用をかけずに駐車台数を大きく増やすことも可能かと思しますので、そういった工夫、あるいは下の河川広場の脇の駐車場なども少し仕切りの部分を撤去するなどすれば空いているところにまだまだ駐車スペースを増やせる、そういった工夫も今後必要ではないか、実際に駐車場にとまれないというクレームが来てから対応するのではなくて、今後駐車台数がさらに伸びることを想定して先回りした対応がご指摘のとおり必要ではないかと感じているところですので、担当課にも指示を出していきたいというふうに考えております。

また、アツマーレで何をやっているか、告知板が必要ではないかというご意見をいただきました。私もいろいろな方から同じようなご指摘を受けます。今日何をやっているのか看板を出してほしいというようなご指摘は多くの方から受けますので、実際にそういった看板を設置していきたいというふうに思います。例えば本日公開練習実施中とか、本日グラウンドゴルフ場開放中とか、通りかかったときに今日グラウンドゴルフができるんだとか、今日は練習公開しているんだとか、今日はこういうイベントやっているんだとかというのが通りかかった人がぱっと見てわかるような状態にすることでさらに七会町民センターアツマーレがにぎわうことになるかと思いますので、余り費用をかけず大きな効果が出せることだと思いますので、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 5 番片岡藏之君。

〔5 番片岡藏之君登壇〕

○5 番（片岡藏之君） ありがとうございます。利用状況は結構いい状況の数字が3倍とか5倍とかという数字が出ていまして、本当にこれから先まだまだ楽しみが増えてくる施設になっていくと思われます。

また、今のところホーリーホック、チーム自体が本当に成績がよく、昨年とは打って変わった状況でありまして、現在勝ち点は同じですけども、得失点差で1位という状況にあります。そういったところで、町外の友人などからよく会いますと話が出るんですけども、地元なんだからもう少しホーリーホックを盛り上げてやれよと、みんなが盛り上げてあげないとホーリーホックだってやる気がなくなってしまうだろうとそういう話が町外の人からよく言われます。町外の人にしてみればそういったチームとかプロのそういったあれがないわけですね。何で地元でそういうものがあるのにそれを応援しないんだというそういううらやましさと本当に何をしているんだということのほうが強気が出てくるみたいで、確かに私もそうだと思います。やはり地元の人たちが町民が応援してあげないと、地元と一緒にサッカートカ、野球の場合も一時よりは地元で結構ついているということが多くなりましたけれども、特にサッカーの場合は地元、地域というのを大事にしながらやっているスポーツですので、ぜひとも地元町民あたりが応援できるようなそういう体制を行政としてとっていただければと思っております。

それで、一番いいというか、私が思っているのは、各小学生などを対象としてスクールバスがありますので、そのバスを利用して城里町の日、そういったときに入場料は無料ですので、ぜひお子さん連れで観戦に行くことを調整できたらと思っております。答弁をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは質問に回答をさせていただきます。

片岡議員からのご質問の趣旨は、せっかく地元のプロサッカーのチームがあるんだからみんなで応援するというそういう雰囲気をつくっていったほうがいいのではないかと、そういったご趣旨のご質問であったかと思います。全く私もそのとおりだというふうに思いますが、少し何で応援することに意味があるのかということからまずお話をさせていただきたいというふうに思います。

昨年すごく残念な数字が出まして、茨城県があることで1位になったと、何で1位になったかという、転出超過数で茨城県が全国1位で、7,000人人口流出を昨年茨城県がしていたと、7,000人引っ越していなくなるという、3年で城里町がなくなってしまうぐらい引っ越しで茨城を去る人が全国で一番多いということでした。栃木や群馬を引き離しての断トツの1位でした。何でこれほどたくさんの人が茨城から引っ越していなくなってしまうのだろうか、仕事がないのかという、いや一方で茨城県は工場の立地件数では全国でも1位や2位や3位をとるぐらいで、仕事は実は茨城県はすごくたくさんある県なんです、仕事もあるし所得も高いしだけれども、若者は茨城から逃げ出していく。でも住宅の1人当たりの面積も広いし、何でこんなに茨城県から人が全国で一番流出してしまうのかという、よく言われるのが愛郷心というか、ふるさとを誇りに思う心の希薄さ、あるいは東京に対する憧れの強さというのが茨城県は非常に突出して強いと、茨城県民自身、あるいは茨城県の若者たちが茨城を愛する心が薄いということがやはりその仕事を幾らつくっても人が逃げていく一つの理由としてあろうというふうに言われております。

さて、そういった中でなぜそのプロサッカーの話それがつながるのかということですが、昔鹿嶋市というのは茨城県全体のような状態だったと、鹿島のコンビナートがあつてすごくたくさん仕事があるのに若者がその工場をすぐやめちゃって、あるいは鹿島は働くところだけれども、住むところにあらずといってみんな仕事が鹿島にたくさんあるのに鹿島に住む人は少ないというふうに言われておりました。

ところがアントラーズができたとたん別にアントラーズに勤務しているわけではないんだけど、地域に対する愛着が高まって、例えば鹿島高校の偏差値もすごい低かった、今ではすごく学校の雰囲気も変わって人気の高校に変わったり、あるいは鹿島の人口自体も増えたりして、結局は仕事がないわけではなくて一番ないのは愛着だったと、その愛着を持つのにみんなで一つのものを応援することで地域の一体感が高まって誇りが持てて若者が定着するようになったということなわけです。

先日の5月20日付の茨城新聞にこのような記事が掲載されておりました。鹿嶋市内全中学校の生徒と学校関係者2,000人が18日、県立鹿島サッカースタジアムで開催された鹿島アントラーズの松本山雅戦を観戦、鹿嶋っ子たちは選手に熱い声援を送り、快勝劇をアシストしたと、市のコメントとしては、同市としては子供たちにスタジアムと鹿島アントラーズがあるまちとして市に誇りと魅力を感じてもらおうと小学生の全校応援を実施してい

るというふうに市のコメントも紹介をされております。

もうちょっとまた話が少し飛躍していくかもしれませんが、ヨーロッパなど人口が一つの首都に集中しない分散型の社会を形成しているような国々においては、やはり地方の隅々までそういったプロサッカーのチームがあって、そのチームをみんな地域全員で応援することで地域に誇りや愛着が沸いて、若者の流出を防いでいるというような分析もございます。

そういった意味で、先ほどアツマーレのバーベキューの売り上げが4倍に増えたということをお願いしましたが、そのバーベキューの売り上げを上げるというだけが効果ではなくて、地域としての一体感や愛着、地域を愛する心を醸成するというのも重要な効果だということふうに考えております。

さて、大分寄り道をしましたが、ご質問の水戸ホーリーホックの話に移りたいと思いますが、現在ご質問のとおり水戸ホーリーホックはすばらしい成績を上げておりまして、現時点でもJリーグ、J2リーグで1位を維持しております。このような中で、J1リーグ昇格に向けて全町民を挙げて応援できないかということも私も考えております。学校単位での児童生徒の応援バスツアーということになりますと、教育委員会所管となりますが、小中学校に限らず町民を挙げて応援ができるかどうか、まずはアンケート等を実施して来年度に実施に向けて調査等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、教育委員会では水戸ホーリーホックホームタウン推進事業協議会の担当窓口となっていることから、昨年から城里っ子育成事業として町内の子供会を中心に応援事業を展開しております。今年も夏休み中にアツマーレにおいて選手の交流会を行い、9月には応援グッズの作成、11月2日の城里町民の日では試合応援を計画しておりますので、こういった活動も引き続き拡充させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） いろいろとお話を答弁をいただきましたけれども、教育委員会のほうでもなんか子供会を通してやっているというようなことで、そういったものもぜひ一緒にやっていただければ本当に地域とプロのサッカーチームが一体となるようなそういったまちづくりがだんだん進んでいけると思いますので、ひとつ11月の城里町の日あたりにはうれしい話が聞けるようになることを思いながら、町民側も盛り上がっていただければいいなと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（小坪 孝君） 以上で5番片岡藏之君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、2番加藤木 直君の発言を一問一答方式により許可いたします。

2番加藤木 直君。

〔2 番加藤木 直君登壇〕

○2 番（加藤木 直君） 2 番加藤木 直でございます。

一般質問に入る前に訂正をお願いをしたいと思います。

私の質問の中の2 番の（2）有害鳥獣駆除につきましては、（2）ではなく大きな3 に訂正を願いたいと思います。既に担当課には通知済みでございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

通告に従いまして、一問一答方式により一般質問をさせていただきます。

第1 点、高齢者対策についてお伺いをいたします。

2025年目途に整備が進められております地域包括ケアシステムについてお伺いをいたしたいと思います。

高齢者が住みなれたこの地域でこの城里町で自分らしい人生を全うできるようなそのような町を目指して整備が進められております。この事業は住まい、医療、介護、予防、生活支援、こういったものを一体的に提供できるケア体制を構築するそういうものはこの地域包括ケアシステムであるというふうに聞いております。また、地域の実情や特性に合った体制こういったものを整えていくとありまして、これは国のガイドラインの中にありますけれども、事業の内容といたしましては、本当に大変だなと多岐にわたっております。

そこでお伺いをいたします。

第1 点目、当町での地域包括ケアシステム構築に向けての具体的な取り組み、今後の計画、ビジョン等をお伺いをいたします。

また、町内の年代別人口を見ますと、40歳以上の方が70%を占め、65歳以上が35%、75歳以上の後期高齢者ということになりますと18%の方がおります。したがって、2025年には団塊の世代が75歳になるころには間違いなく20%、2 割を超えるのではないかなというふうに思われます。このように後期高齢者が増えれば当然のこと国・県・町その財政、そして介護保険料を納める1 号、2 号の被保険者などにかかる負担というものは大きなものになってくると思います。

それでは、第2 点目の介護保険料についてお伺いをいたします。

町税を初め保険料、各種使用料、こういったものについての徴収につきましては、職員各位には町財源確保のために大変ご尽力を賜りまして陳謝を申し上げます。町税につきましては、再三の催告や納税相談等に応じない滞納者は、預貯金や不動産の有無を金融機関や法務局こういったものの調査をいたしまして、財産があれば滞納処分の差し押さえ、また納税相談に応じる分納する滞納者、勤務先等に給料明細を照会し、給与から分納する滞納者もいるというふうに聞いております。財産がない場合は執行停止をし、不納欠損処理分をしていると聞いております。

お伺いをいたします。

28年度から30年度の滞納額でございますけれども、毎年300万円前後になっております。

この滞納は2号保険者がほとんどとみてよろしいのか、いわゆる2号保険者40歳から64歳まで、この保険者なのかお伺いをいたします。

それから、不納欠損処理額でございますが、昨年は140万円程度、28年、29年度は200万円を超えております。この不納欠損をする場合どのような条件でこの不納欠損処理をしているのかお伺いをいたします。

1号被保険者の保険料は自治体ごとに決められているということでございますけれども、3年ごとの見直し、介護サービスに必要な給付額の見込みを立てて予算を組みます。国が25%、県・町は12.5%、2号被保険者いわゆる40歳から64歳までの方が27%、残りの23%を65歳以上の高齢者が支払っているわけでございます。

介護サービスに必要な給付額の年間予定額の23%を自治体にこの城里町に居住している1号被保険者の総数で割ったものが保険料の基準額になるわけでございますけれども、全員一律ではなくて、所得がそれぞれ違いますので、所得基準に合わせてその段階に分けてそれぞれ料率を掛け合わせて金額を決めていると、定額保険料となるということでございます。

国の指針といたしましては、9つの段階、0.45倍から1.7倍、この範囲の中で段階が大きければ大きいほど公平性が保たれているということでございますが、城里町は何段階になっているのか、また最高と最低の倍率についてお伺いをいたします。

1回目です。担当課長の答弁を願います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、2番加藤木 直議員のご質問に回答をさせていただきます。

まず高齢者対策ということで、地域包括ケアシステムに向けての町のビジョンについてご質問がございました。

要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう医療、介護、住まい、生活支援が一体的に提供する仕組みを地域包括ケアシステムというふうに申します。平成30年から令和2年まで第7期介護保険事業計画に基づき医療の分野においては、地域の医療・介護の関係機関が連携し、必要とされるサービスを提供できるよう県の協力を得て、水戸保健所管内で仕組みづくりを進めておるところでございます。

一方、介護の分野におきましては、サービス提供料を見込み、必要なサービスが供給できるよう体制づくりを進めております。通所型介護事業所と地域密着型通所介護事業所がそれぞれ4月に開所しております。

また、住まいの分野におきましては、特別養護老人ホームの開所を初めとして、退院後の住まいも含めた整備と確保を進めます。

さらに生活支援分野においては、シルバーリハビリ体操指導士、介護予防のボランティ

アの養成、生活支援体制整備事業の中で本年3月に地域支え合い協議会を立ち上げ、住民一人一人が介護予防を行えるよう通いの場、集いの場を増やし、地域に根ざした体制づくりを進めてまいります。

地域の高齢者の健康や日常の生活相談など多様な相談に対応し、必要な援助に結びつける地域包括支援センターにおいては、介護予防ケアマネジメントのほか、総合相談、権利擁護、地域包括ケア会議の開催など今後も充実強化を図ってまいります。

具体的な事業として今大きな事業として行っているものとしましては、4月に坏小学校の跡地に特別養護老人ホームが開所いたしました。地元の住民を中心に現在入居を図っているところであります。5月末時点で30名の入居があり、そのうち27名が城里町の町民でございました。入居ができた方々からは助かったと、長い間入りたかったところを探していたけれども、すばらしい施設に入居することかできて助かったというような喜びの声もいただいております。

それは一つの事例でございますが、今後も地域包括ケアシステム、高齢者福祉体制の充実に向けてさまざまな政策を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、介護保険料についてのご質問がございました。介護保険は公費（国・県・町）負担分と一人一人が納める介護保険料を財源として運営をされております。40歳から64歳の方については、加入されている国民健康保険や社会保険から社会保険診療報酬支払基金を介して間接的に町に納付をいただいております。65歳以上の方につきましては、町の介護保険、介護サービス費用に基づく基準額を基礎に所得に応じて9段階に分かれ決定されます。年金が18万円未満の方は、口座振替等で納入していただき、年金額が18万円以上の方は年金からの天引きとなります。また、この中で保険料について、所得の低い第1段階から第3段階については、本年度からさらに保険料の減額幅を拡大することとなっております。

保険料の納付につきましては、65歳到達時に介護保険料のリーフレット、口座振替依頼書を送付し、口座振替を促進しております。また広報等に掲載し、制度の理解、収納促進を図っております。未納者には督促状を送付するとともに、収納対策グループと連携し、収納対策に努めております。引き続き介護保険制度の理解啓発と保険料納付の公平性の確保に努めてまいります。

こういった努力の甲斐もありまして、平成30年度の収納率は98.14%ということで、ほぼ茨城県の平均並みの収納率となっております。ほかの税に比べて介護保険料の収納率は高く、滞納が少ないというのもこういった努力の成果であると考えております。

その他詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず滞納がある方の1号、2号の内訳なんですけれども、ちょっと手元に資料がないんですけれども、1号被保険者の方の割合が高いと思います。

あと不納欠損の根拠なんですけれども、保険料の徴収額の消滅時効は2年ということとあと居所不明者2年以上ある方、死亡により相続人等不明で2年以上経過している方、転出先の居所等が不明で2年以上経過している方、生活保護で2年以上経過している方が要件として不納欠損処分の要件にしております。

さらに、町長もお答えになりましたけれども、保険料の所得段階別なんですけれども、9段階になっておりまして、第1段階が一番低い所得の割合になっているんですけれども、従前は0.45、基準額からの45%という基準なんですけれども、今回条例のほうの承認いただく予定になっているんですけれども、4月からは0.375、37.5%の基準になります。第2段階として従来が0.75、こちらほうは改正後が0.625、第3段階として0.75だったものが0.725、第4段階で0.9、第5段階がちょうど基準になりまして1.0、第6段階になりますと1.2、第7段階が1.3、第8段階として1.5、最終第9段階が1.7という基準額の割合になっております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は2番加藤木議員の2回目の質問から入ります。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、加藤木議員から一般質問通告書の2番目にあります有害鳥獣駆除についての質問は、3番目の質問の間違いであり、訂正願いたいとの申し出がございましたので、これを認めます。

それでは、2番加藤木議員の2回目の質問から入ります。

2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ご答弁ありがとうございました。

再度伺いをいたします。滞納額が昨年が140万、その前は28、29年と200万、滞納額というよりも不能欠損処理額ですね。200万円を超えておりますけれども、この不能欠損処理をするのは何年のものなのか。それから、滞納整理なんですけれども、これをどのような方法で行われているのか。督促状もしくは催告書、こういったものを不能欠損処理までに何回程度送られているのか。また、督促状、催告書以外の徴収方法というものをしているならば、直接お宅にお邪魔するとか、こういったものをしているならば、それもお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 2 番加藤木議員のご質問にお答えします。

追加になるんですけれども、各 6 期にわたって保険料を納めていただいているわけなんですけれども、未納者に対しましてはその都度督促状のほうを送付しております。あと、年に 2 回催告書のほうをお送りしております。あと、税務課の収納対策グループと連携しまして、来庁要請などを行っております。特に、現時点では家庭訪問等は介護保険課の中では行ってはおりません。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 2 番加藤木 直君。

〔2 番加藤木 直君登壇〕

○2 番（加藤木 直君） ありがとうございます。

家庭訪問などに行っていないということなんですけれども、これは来庁依頼というのは出頭要請をするということでしょうか。それで、基本的にはどうしてもこちらの意向が伝わらない場合には、本来お宅のほうにお邪魔をして、ご理解を得ながら納めていただくというのが一番よろしいんじゃないかと思うんですけれども、何もしないでただ督促と催告だけ送って、納めてもらえる人には納めてもらおうと。そうでない方は、何年かたてば不能欠損処理をするというようなことをすると、これは言葉は悪いんですけれども職務怠慢としか言いようがない。また、正直に真面目に納付をされている方がばかを見るようなことがないようにしていただきたいと思います。今後、介護保険料だけでなく、ほかの滞納整理におきましても、全庁一丸となって協議、検討して、さらなる徴収率の向上をお願いしたいと思います。

町長におきましては、子育て日本一の町を目指して、さまざまな事業を行っております。保育料の無料化、給食費の無償化。若い子育て世代の親は大変助かっていると思います。しかし、彼らはまだ若く先があります、若い人たちは。我々 65 歳以上になりますと、高齢者はもう先が見えています。特に戦後のこの日本を牽引してきた 80 代、90 代、そういった方々、また団塊の世代といわれた 70 代前半の方などの高齢者にも、優しいまちづくりをお願いをいたしまして、1 番の高齢者対策についての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、2 番目に入ります。

2 番目の公共牧場についてお伺いいたします。昭和 37 年、城北共同放牧一部事務組合が設立をされまして、旧常北町・鍛冶屋沢放牧場、昭和 39 年に事業が開始されております。その後、旧七会村・小勝放牧場、旧桂村・矢の目沢放牧場が事業を開始されました。現在まで 57 年の半世紀以上の年月が流れました。この間、旧常北町長の佐藤節三先生や、大高秀男町長を初め、鯉淵丈男県会、飯村力獣医師など、多くの管内町村長、農家関係者のご

尽力により、ピーク時には城北管内500戸を超える繁殖和牛農家がございました。

しかしながら、使用農家の高齢化と平成3年、1991年の牛肉の輸入自由化により、国産牛肉の値段が低く抑えられ、農家収入が減るなどの影響があり、現在では20戸強の農家が頑張っているところでございます。

そこで、お伺いをいたします。現在3カ所の放牧場の利用状況と管理費、賃貸料、改良組合の支援状況等をお伺いをいたします。また、今後有効な利用のあり方などがあれば、もしあれば検討をしていただきたい。それにお聞かせをいただきたいと思います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き、2番加藤木 直議員のご質問に回答をさせていただきます。

放牧場の管理、利用状況に関するご質問でございました。町内に3カ所あります共同放牧場管理運営につきましては、城里町共同牧場設置及び管理に関する条例に基づきまして、町と改良組合が賃借契約を締結し、管理運営を行っております。

5月31日現在、各共同放牧場の利用状況につきましては、入牧牛53頭、利用農家6軒となっております。

町としましても、各改良組合の活動を支援するため、各改良組合の育成補助金を交付させていただいておりますが、使用農家の高齢化、後継者不足も大きな問題となっております。そういった中ではありますが、今年現在活動中の地域おこし協力隊員が繁殖和牛をやるということで、この夏にも新たに牛を購入して、繁殖和牛事業の担い手の一人として活動することとなっております。

さて、4月、5月に行われた入牧式において、各改良組合長さんから農家数の減少が顕著になっており、管理や進入路の除草、小枝払い、管理棟周囲の樹木管理等、以前は対応できていた作業が困難になってきているとの声も寄せられております。

このような現状を受け、町としましても優良牛の生産に影響が出ないように、各共同牧場の維持管理を積極的に行ってまいります。今後、施設管理を初め、農業後継者の育成など、各組合と協議を行い、共同放牧場の効果的な利用のあり方を検討してまいります。

各牧場の利用員数や、あるいは賃借料等の細かい点につきましては、農業政策課長より答弁をさせます。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

改良組合の支援状況でございますが、平成30年度をとってみますと、1組合当たり22万

5,000円、これを3組合支出してございます。67万5,000円の支出となっております。

管理費につきましては、平成30年度ベースに見ますと、個人の賃料それと国有の賃料、それぞれございまして、個人賃料につきましては37万1,096円。6万6,640平米の借地となっております。国有につきましては、小勝共同放牧場のみとなりますが、年額65万8,200円ということで、面積にしますと17万390平方メートルとなっております。土地代金の合計といたしまして102万9,926円。それと放牧場の維持管理に係ります肥料代、光熱水費、薬剤、管理費合計としまして102万7,000円を支出してございます。

これら3つを合わせますと年額273万2,000円の支出ということで、これは例年同額支出ということでございます。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

例えば、現在の放牧場に乳牛等とほかの畜種、こういったものを放牧希望であればどうなのかということなんですけれども。これは設置条例、施行規則の中に、黒毛和牛以外の牛であっても町長が認めたものは放牧できるというふうにありますけれども、この場合には貸し出しをしている改良組合の組合長と調整の上、こういったことはできるのかどうか。こういったこともちょっとお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 町長が認めた場合、黒毛和牛以外も放牧することができるということですが、そうだとすると私の独断で許可するわけにはいかず、ご指摘のとおり、それぞれの組合の代表者と協議の上、合意がとれればそのようなことも検討していきたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

現在の繁殖和牛の子牛価格は、1頭平均70万円を超え、大変安定をしているところでございます。当時、1991年の倍近くの価格になっているのではないかなというふうに思っております。先人がこの地域に和牛の一大生産基地をつくろうとしてから、57年の月日が流れました。先人の思いに触れながら、この3カ所の公共牧場を有効に利用していただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

2番目を終了します。

3番目に入ります。3番目の有害鳥獣駆除対策についてお伺いをいたします。

近年、イノシシを見ましたよとか、それからサルが出たらしいと。シカも見たというようなさまざまな情報がございます。中でもイノシシによる農作物の被害、農地の被害、ゴルフ場などへの被害状況は、よく耳にするところでございます。時には、小学生、子どもたちの通学路に出没したりと、人間にも被害を及ぼしかねないということも考えられます。このような状況の中で、有害駆除を効果的にまた具体的にどのように行っていくかということが必要であろうと考えております。

鳥獣被害対策実施隊の組織の体制、活動の状況、これをお伺いをいたしたいと思います。また実施隊の隊員から箱わなが足りないとか、隊員に均等に配布されていないんじゃないとか、偏ってはいないのかというような意見も聞いておりますけれども、この辺につきましても、執行部でわかっている限りのこととお伺いをいたしたいと思います。

もう一点、実施隊の事業の打ち合わせの会議、こういったものは年間どの程度行われているのかということをお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 有害鳥獣に関するご質問をいただきました。

城里町では、年々増加している野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、平成29年10月に城里町鳥獣被害対策実施隊を設置し、活動を行っております。実施隊の身分は、町から委嘱を受けた非常勤特別職となっております。現在28名の隊員が、有害鳥獣捕獲の活動を行っております。

捕獲実績を申し上げますと、28年度180頭、29年度249頭、平成30年度271頭の捕獲実績となっており、平成28年度と平成30年度では、100頭近く捕獲を増加させております。年々捕獲頭数は増加傾向にあります。

捕獲に当たっては、銃器及びわなによる捕獲を行っております。イノシシ用箱わなにつきましては現在40基を保有しており、設置につきましては、区長、自治会長より捕獲要望を受け、実施隊員が現場を確認し設置しております。地域によって、イノシシの生息状況が異なりますので、必ずしも均等配分というわけではなく、状況に応じ設置するための設置基数にばらつきがあるのが現状です。

箱わなの保有数につきましては、今後の捕獲状況や要望を勘案し、適切な保有の検討をしております。

また、区及び自治会が箱わなを購入する際、町単独事業としまして4万円を上限として購入補助制度も創設しております。今年4月の区長会議において、補助制度の説明を行っておりますので、被害防止のため積極的に活用いただきたいと考えております。

今後とも野生鳥獣の被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊を初め、県、関係機関との連携をしながら、効果的な運用を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

現在の箱わなの貸し出し状況、貸し出し予定数などのデータにつきましては、農業政策

課長より答弁をさせます。

○議長（小塰 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

実施隊の組織体制であります。組織体制といたしましては実施隊設置要綱に基づきまして、実施隊からの互選により隊長及び副隊長を置くこととされてございます。現在、副隊長につきましては各地区より1名ずつ互選をいただきまして、3名の副隊長が活動しているということで、隊長以下役員につきましては4名、隊長、副隊長4名という体制で活動のほうをいただいております。

捕獲状況につきましては、先ほど町長答弁のとおりでございますが、古いデータを申し上げますと、平成24年が66頭、平成25年が79頭、平成26年が135頭、平成27年が122頭ということで、以降どんどん捕獲頭数については増加傾向にあるということでございます。

もう一点、箱わなの設置数が足りないのではないかということでございますが、現在、町長答弁のとおり40基、町では保有をしております。箱わなの保管状況につきまして、6月10日現在を申し上げますと、貸し出し状況につきましては現在21基ということでございます。常北地区が7基、桂地区が7基、七会地区が7基ということで、これについては数字上均等の配分となっております。

それと、先般、5月の末に、隊長以下副隊長を含めまして貸し出し予定の要望のあった箇所への設置基数の検討をいただいたところでございます。貸し出し基数のほうは15基ということで、合わせますと36基ということになってまいります。残基数が4基余ると。これについては、緊急対応用として町で保管をしている基数とお考えいただければよろしいかと思います。

貸し出し予定につきましては、常北地区が6基、桂地区が6基、七会地区が3基ということで、配分のほうが直近で決まったところでございます。

それと、もう一点ですね。実施隊の協議は年何回ぐらい実施されているのかというご質問でございますが、実施隊につきましては年間スケジュールを組みまして、およそ4期、3カ月ずつ4期にわたりまして、箱わなにつきましては通年捕獲が可能となっております。有害鳥獣実施隊につきましては活動が主な現場活動ということになってございますので、週末スケジュールについては巻き狩りを行うと。山を使った猟を行うということでありまして、その際には、現場の打ち合わせ等については隊員同士の連絡により現地対応を行っていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小塰 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

実施隊の事業打ち合わせの会議などが、できるだけ現場でも結構でございますけれども、危険な作業でございますので、綿密な打ち合わせ、同じ情報の共有などをして、誰もが同じ考え方の中でこの事業を行っていくということが、安全にできる、効果的にできることだと思いますので、その辺のところは横のつながりを綿密にさせていただきまして、この事業のほうを安全に進めていっていただきたいと思います。

それと、箱わなでございますが、要望のあるところには、今回はまた箱わなの数が増えたということでございますけれども、できるだけ足りないというようなところには、すぐ供給できるような態勢をお願いをいたしたいと思います。

どのような組織におきましても、やはり情報を共有したり、広く会議を起こしていろんな意見をたたき合わせて、「広く会議を起こし万機公論に決すべし」という言葉がありますように、これを基本に、ごく一部分の人だけで物事を決するのではなくて、そうすることにより大変危険なことでございますので、しっかりとしたガバナンスの確立をお願いしたいものでございます。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小坪 孝君） 以上で2番加藤木 直君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 1時26分休憩

午後 1時35分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 議席番号8番河原井大介でございます。

通告に従いまして、一問一答方式での質問をさせていただきます。

まず初めに、緊急車両が進入できない町道の状況についてをお伺いさせていただきます。もちろん、住民生活においてこの道路というのは必要不可欠、とても大事なものであります。その中において、町が常日ごろから申し上げるように、町民の生命、財産を守っていくといった思いの中で、この緊急車両、つまり救急車や消防車、そういったものがなかなか進入できない。道路が狭い、その他さまざまな理由があるかと存じますが、そういった進入できない町の町道、これはどの地域にどのぐらい、何本ぐらい存在しているのかを教えてくださいたいと思います。

また、その町道として今後整備計画というものはあるのか。何本ぐらい存在して、それをどのように整備をするのか、その計画があるのか。また、具体的にその優先順位等々を役所内での議論がどうなっているのか。

まずはそういったところから質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、8番河原井大介議員のご質問に回答させていただきます。

まず1つ目の質問として、緊急車両が進入できない町道はどれぐらいあるかというご質問でございました。この質問につきましては、平成28年3月、南條 治議員が一般質問で同様の質問をされておりますが、全体で46路線ほどあります。その際、指摘もございましたので、その後、狹隘で消防車等が入れない道路ということで、現在、旧桂村高久地区におきまして道路の拡幅工事を1本行っているところであります。28年3月の質問を受けまして、それから用地交渉、用地買収等を行って、現在、着工に至っております。

水戸市消防本部の城里出張所の消防車につきましては、狹隘な道路においては小型消防ポンプ積載車両を帯同させるため、それらの車両で進入し消火活動を行います。水戸市消防本部城里出張所が日ごろ管内調査を行っており、道路の特徴を把握しており、さらに必要と思われる地域の情報は消防職員間で共有を図り、迅速で効率的な現場活動に努めております。

救急車の通行に関しては、法定外公共物、里道を除けば通行できない町道路線はほとんどないと言えますが、仮に一方が通行できなくとも別のルートにより駆けつけるとか、現場になるべく近い位置で車両をとめ、ストレッチャーまたは可搬車を使って救助に向かいます。

2番目の質問として、今後の整備計画はということでございます。道路整備には多額の事業費が必要であることから、効率的、効果的に道路の整備を進める必要があります。したがって、安全性の確保、緊急性、稼働利用率、公共性の確保、実効性等を総合的に考慮して整備を進めております。

答弁の前半で、最初に現在、旧桂村高久地区で1本、指摘のあった狹隘道路の拡幅工事を施工しているところでありますが、またそこも今年度には終わりますので、今後も狹隘道路をどこか選んで拡幅工事を行っていきたいと思っております。

一方、道路工事には通学路整備ですとか、都市計画道路整備、その他いろんな種類の道路整備がありますので、道路の拡幅につきまして狹隘道路整備という枠組みだけで全ての道路の予算を使うことができませんので、毎年1本ぐらい選んで、一つずつ解消していきたいというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君）　そうしますと、以前議会で質問があった際、46路線、46本の道路が緊急車両が進入できない道路でありますよという話。今、その1本を直したのであと45本残っているということによろしいわけですね。

先ほど、その通学とかその道路の問題とかありましたけれども、私が今回質問しているのは緊急車両が進入できない道路。つまり、先ほど冒頭お話ししましたように、町民の生命、財産を守るために必要な路線があと45本残っていると。再度、先ほど確認させていただきましたが、その優先順位についてはどうなんですかという質問をさせていただきました。

つまり、今総体的に考えて決めていきますよ、お金もかかる問題なのでという議論じゃなくて、その優先順位というものはその残り45本の路線に対して、1から45までの間の数字は確認され、優先順位は決めておられますかという質問です。

逆に、私ここは再確認させていただきたいんですけれども、この城里町において緊急車両が進入できないという町道の定義というものはどういうものか教えてください。まず、確認します。その定義ですね。緊急車両が進入できない道路というのはどのような、消防署とどのような話し合いをしてどういった定義で考えているのか。それを前段として先ほどお話しさせていただきましたように、優先順位の問題は出てきますが、まずはその定義について確認させてください。

それから、例えば緊急車両、あと45本残っているわけですが、この緊急車両が進入できない町道をあと45本というふうに認識し、わかっていながら、例えば放置していた場合、町民に対して万が一、町民の生命と財産を脅かす万が一のことがあった場合には、町はどのような責任をとることになるのか。さまざまな前例もあるかもしれませんが、大体どういった町はどのような責任というか、どういった認識であるのか。放置していた場合です。そういったことについて、もう一度確認をさせていただければと思います。

○議長（小坪 孝君）　町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君）　ご質問に引き続き回答をさせていただきます。

緊急車両の通行に支障を来すような町道の定義につきましては、後ほど都市建設課長から答弁をさせますが、私からは道路整備の優先順位についてお答えをしたいと思います。

道路整備には多額の事業費が必要でありますし、また実際に執行できることも非常に重要だと考えております。例えば、その先に1軒しか家がない場合と3軒家がある場合であれば、3軒あったほうが優先度は高いかと思えます。もちろん10軒あればもっと優先度は高いかもしれませんが、それだけではなくて、さらに重要なこととしては地権者の同意が得られるかというのも大変重要なポイントだと思っております。

現在、高久地内におきまして拡幅をやっておりますが、1年間で円滑に土地買収ができたので現在工事までかかっているところではありますが、事前に路線の説明会等を開いて地

域住民が全体でもって賛成してくれると、用地交渉に応じてくれるというところについては、予算がつきやすいということはあるかと思います。逆に、反対地権者がいて、これはちょっと予算をつけても執行が難しいという場合には、なかなか予算をつけづらいという事情もあるかと思います。

そういった意味で、道路整備には効率性、緊急性、あるいは実現可能性、地元の協力などそういったことを総合的に勘案して、実現可能なところから整備を行っていきたいと思います。

路線の定義につきましては都市建設課長から答弁をさせます。

○議長（小坪 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） 8番河原井議員の質問にお答えいたします。

緊急車両が進入できない町道の定義ということでございますが、こちらにつきましては水戸市消防本部城里出張所が日ごろ管内調査を行っており、その情報を総務課等に上げたものを都市建設課としても共有して認定、路線の数を上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 課長、ありがとうございます。定義について、進入できないものについてどういった打ち合わせをしているかということよりも、具体的にどういった定義というか、そこら辺がもう少し明確に。今度また改めて、今度町道整備計画についてあると思いますので、その際その定義について今一度その文章化したものを、やはり整備計画をする際にはお考えになったほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

それで、町長が先ほどお話されましたように、議会では46本、46路線、それが45本、1本直したので、狭隘な道路が改善され45本になっているということが、確認をさせていただきました。その中で、先ほど優先順位についてですが、おうちがあるとか、確かに土地のうまく調整しなきゃいけないという話があると思うんです。もちろんそれはそれでわかるんですけれども、以前議会から狭隘なこの緊急車両が進入できない町道の状況について質問あって、45本今現在残っているという中において、今まさに今のような話の内容というのは、やや遅過ぎるんじゃないかと。緊急車両というものに対して、生命、財産を守っていくという認識がやや、そこは欠落した話だったんじゃないかというふうに感じています。

ここは、本当に大事な話は、きちっとした本数が決まっていて、エリアごとに決まっていて、そこをどうするかというのは、もう優先順位は、もちろん定義も、そしてやり方も仕組みも、町道の整備計画、緊急道路の、それについては既にロードマップができていう前提が望ましいんだろうというふうに思っています。そのことを踏まえた上で、町

の今後の緊急車両が進入できない町道整備の計画についてもう一度お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。緊急車両が進入できない道路につきまして、1本1本改良を施していきたいというふうに考えております。1つの路線を改良してきちんとした道路にするのに、1年目説明会をやって、2年目用地を買って、3年目工事をするということで、1本3年かかるというのが、それも非常に順調に行って1カ所3年かかるというのが、今の仕事の流れのわけでございます。

そういった中で、緊急車両が通れないというのは当然すれ違いができない本当に狭い道路ですが、緊急車両は通過できるけれども、大型車両がすれ違えない道路、そういったところの改良をしてくれという要望もたくさんございます。

例えば、最近石塚小学校の前の道路拡幅をしましたが、そういった種類の道路整備もあります。車は通れるけれども歩道がないから、歩道をつけてくれというタイプの道路整備の要望もあります。そういった中で、毎年改良工事ができる本数というのは、予算もありますが、都市建設課のスタッフの数の限りもあって、緊急車両関係だけで同時に何本も施工するほどの人員を抱えていないというのが実情ですので、1本1本毎年選んで、1つ終わったら次へ行くという形でやっていくほかないのかなと思いますし、それを四十何本、今、全部優先順位をつけることよりも、時代や状況も変わってきますから、その時その時に、出てきている区長要望を見比べまして、また地元の協力の度合いや現在住んでいる人の状況などを加味して、その時その時できる路線を整備していきたいというふうに思っています。

今、1本と言いましたけれども、頑張って何とか2本ぐらい同時にできないか。お金の問題よりもスタッフの用地交渉にかかる手間が非常に重要になってきますので、都市建設課の業務の執行状況も勘案しながら、緊急車両が通行できない道路の整備に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、先ほどお伺いさせていただきましたけれども、生命、財産を守る、その緊急車両が進入できない道路について、やはりこれは町の責任だって当然出てくるだろうということを前提にお話ししていますので、そのことを踏まえた上で町道整備については全力を尽くすというお話だったと思いますので、ご期待申し上げながら次の質問に移ってまいります。

災害対策についてであります。昨今地震が多い、水害が多い、ゲリラ豪雨がある、午前中の質問でもありました。まさにこの城里町の町長がリーダーとなる、長となる災害対策本部というものは、そういった緊急事態において非常に大事なものだというふうに思い

ますが、災害発災時、発生時の後、何分ぐらいで立ち上げることができるんだろうか。例えば、国では在京ルールとして1時間以内に災害対策本部を立ち上げるということなんですけれども、城里町のような自治体で小さいエリアではありますけれども、何分ぐらいで立ち上げるんだろう。もしくは、防災計画はありますけれども、そのプランニングの中で、何分ぐらいで立ち上げるルールというものがあるのかどうか。改めて確認させていただきながら、災害対策本部の仕組みについてももし言及していただければありがたいなというふうに思っています。

ここで、次の（２）番なんですけど、江戸川区との防災協定について、参考資料を皆様のもとに配付をさせていただければと思いますので、議長の許可を求めます。

○議長（小坪 孝君） 許可します。

〔資料配付〕

○８番（河原井大介君） ただいま許可のもと配付をさせていただきました資料は、5月20日発行、江戸川区の防災危機管理課によって発行されたものであります。いずれにしてもこの内容は後ほど確認いただければと思うんですが、この防災協定の話、水害ハザードマップなんですけれども、この前提としては城里町と江戸川区は防災協定を結んでいます。その防災協定の条項の中には幾つかポイントがあるんですが、お互いに大変なときは職員を出し合おう、緊急物資的なものは補っていき、またさらには避難の受け入れ、特にあるのは被災者と避難者の受け入れという条項がこの協定書には入っています。

江戸川区は人口約70万人、江戸川区の人口全てということではありませんけれども、受け入れ要請があった場合の対策はどのようになっているのかということを、冒頭確認させていただきます。

それと、先ほど配付をさせていただきました資料について、少し言及をします。これは、江東5区といわれる江戸川区を中心としたエリアの葛飾区とか足立区とか5つの自治体が協議をして決めているものです。

一番上のタイミングでは、72時間前、3日前から話があり、そして真ん中の写真には、千葉県方面、茨城方面、埼玉方面、神奈川方面と避難してくださいねと。それから、48時間前の行動はまさにそれですが、その後1日前には海拔ゼロメートル地帯、約80%の面積の中で水没をする江戸川区のエリアにおいて、これを出したことによって、最近マスコミでは非常にセンセーショナルな書き方で江戸川区の出した水害ハザードマップ、これについて言及されています。その内容としては、「ここにいてはだめです」と。自治体が、江戸川区が出したということで、非常に刺激的な言葉を使っているということで話題になっている内容であります。

こういうことを踏まえた上で、先ほど、冒頭話しましたように、江東5区というエリアの中で、この東京の海拔ゼロメートル地帯の避難者が想定されますのが250万人だそうです。250万人。城里町は江戸川区との協定を結んでいるわけでありまして、250万人

全部、70万人全部、これはちょっとなかなか難しい。ならば、具体的にこういった水害マップがあり、そしてもちろんこの前提としては南海トラフ、政府が出しているように30年以内には大地震が起きる。もしくは東京直下型の地震もある。さまざまな災害やそういった問題において、まずは町の災害対策本部、まずは町民の生命、財産を守っていく災害対策本部、かつ、プラス防災協定を結んでいる、支援協定を結んでいる江戸川区が出した最新版の水害ハザードマップに対して、どのような認識を持ち、どのような協力を、体制をとるのか。今、考えているのか。

もちろん、今から約2年前、防災協定を結んでいますから、こういったものを踏まえた上で、改めてどのような認識を持ち、どのような対応ができるかを確認をさせてください。お願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答をさせていただきます。

災害時、災害対策本部が立ち上がるまでの所要時間等に関するご質問がございました。

台風や大雨などの災害発生時には、事前にその状況が見込めるため、段階的に事前配備会議や災害警戒本部を経て、災害対策本部を立ち上げます。したがって、災害対策本部の立ち上げには時間を要しません。

しかしながら、地震やテロなど突発的な災害が発生した場合には、状況によっては段階的な組織の立ち上げではなく、直ちに災害対策本部を招集する必要があります。その際には、職員の緊急連絡網、電話連絡を使い参集することになっております。休日の場合や時間帯、被害状況により参集時間は異なると思われますが、本部員は全て町内在住ですので、集合には短時間で済むかと考えております。

次に、江戸川区との防災協定についてのご質問がございました。江戸川区とは大規模災害の発生に備え、自治体間の応急及び復旧協力を円滑に遂行する相互支援体制構築のため協定を締結しております。この協定は、応急・復旧対策に必要な職員の派遣や、食料や飲料水、衣料品、燃料などの物資提供に加え、被災者及び避難者の受け入れが盛り込まれた内容となっております。

自治体の境界を越え、住民を安全な場所へと移動させる広域避難については、江戸川区と本町では、施設、人口規模に大きな差があるため、避難者の受け入れを考えた場合、人数は限定的になるかと思えます。障害のある方や高齢者など、江戸川区内の避難所生活に支障を来すと思われる方を優先的に本町に受け入れるなどの方法を想定しております。具体的には、ホールの湯などを活用した受け入れ支援があり得ると考えております。

本町においては、大規模災害時の多様な業務に対応する職員の不足等が見込まれるため、応急・復旧対策に必要な職員の支援が江戸川区から受けられることが大きなメリットであ

ると考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） わかりました。いずれにしても、震災とか突発的なものに対しては、約10分、15分ぐらいの間でぱっとリーダーが集まって、さまざまあるとは思いますが、とにかく早く集まってそういった会議体をつくっていくという、対策本部をつくっていくということなんだろうというふうに思っています。

それに対しては、防災計画も含めてもう一回そういったところの見直しについては、再度確認されたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思っています。なぜならば、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、震災、これも本当に地震、大地震、南海トラフ等々、そういったものもたくさんこれからあるだろう。それから、もちろんゲリラ豪雨等々の話もありますけれども、それは時間が多少あると言いながらも、いずれにしてもその方向性や段取りは決めなければいけないというふうに思います。これについても、いずれにしても防災協定に盛り込みながら考えていただければなというふうに思います。

それで、同時に江戸川区の話なんですけれども、今の話だと、東京江戸川区のほうからお話がいただいても、ホールの湯だけで対応していくと。イメージ的にはそのようなイメージなんだろうというふうに思うんですけれども、それだと数百人単位のお話だと思うんですね。ここに、水害マップに出ているのは250万人で江戸川区70万人となっています。実は、江戸川区のほうに話を聞くと、今年1年間かけて江東5区というところで、国、東京都、そしてこのエリアの5つの自治体によってロードマップを作成していくと。来年以降、そういった避難をさせていく、ここにもありますけれども、各都道府県に避難をしていただきたいという話がありますので、その中においてロードマップを今年中に作成し、人員、避難者の数等々もある程度出せるようだと、来年あたり。

そういった中において、防災協定、支援協定を城里町と江戸川区が結んでいるものに対して、やや、もう少し考えてもいいんじゃないか。もっと、さらに何ができるかを議論していてもいいんじゃないかというふうに思っています。具体的に例えば、江戸川区から避難者の受け入れ要請があった場合、具体的な対策なんですけれども、食料とか、もちろん住宅とか、あと、おトイレ、衛生面とか、そういったところとか。あとは住民と摩擦なく自然と受け入れができるような、最初からの報告や連絡や相談をしながらの受け入れる形、受け入れ態勢、そういったものについては、今まで議論はしていないということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答をさせていただきます。

ます。

江戸川区との協定での、城里町の江戸川区民の受け入れの想定される状況ですけれども、江戸川区は70万人も人口がおりますので、そもそも城里町単独で江戸川区の需要を満たすことはできません。江戸川区が考える広域避難の選択肢のうちの一つとして城里町もあるという位置づけだと思います。

そして、基本的には体育館での雑魚寝という言葉が悪いかもしれませんが、体育館での避難に体力的に耐えることが難しいような高齢者ですとか、あるいは赤ちゃんとお母さんとか、そういった配慮が必要な方について、ホールの湯とかふれあいの里のキャビンとか、そういったところに一時的に宿泊していただくことで、幾らか江戸川区の皆さん方のお役に立てるかというふうに考えております。

一方、城里町で大きな災害が発生した場合は、今度は逆に江戸川区から城里町が応援の職員などを派遣していただけるので、そういうときには心強いというふうに考えております。

そのような内容でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 私が質問しているのとちょっと話が違って、かみ合っていないんです。結局、こういった防災協定を結んだ以上、自治体として責任を持った行動として責任感を持って、どういった話し合いが今まで江戸川区とされて、防災訓練も含め、防災受ける体制も含め、どういった話し合いがしてきたのかなということを聞いたわけです。

今のところ多分していないし、逆に江戸川区のほうも防災の水害マップをつくって、今出して区民の皆さんにお伝えをしながら、江東5区の中で話し合っている最中ですから、当然来年度以降、城里町が責任を持って受け入れ態勢を整えることも含めて、さまざまな向こうからの要望とか、どういうものが必要なんだという話し合いが必要だというふうに確認しているだけであって、今までやっていないとかやるとかじゃなくて、やってなければ別にそれはそれでいいんですが、ただこれから現実的に、リアルに目の前に迫ってきたときにはそうは言っていただけませんので、そういったことを段取りをしながら、きちっと責任を、防災協定を結んだ以上、責任を果たしていく。その政治的な思惑と思いと、まさに行政としてのきちっとした認識をまず持っていただきたいという趣旨の質問でありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移ってまいります。

次の質問に関しましては、森林資源の活用についてということであります。森林経営管理制度、平成31年4月、今年の4月から新たな制度として法整備され、制度がスタートしています。適切に経営管理を実施していない森林を、市町村が森林所有者に、所有の森林を今後どのように経営管理をしたいかをご意向を確認しながらやり取りをして、そしてそ

の森林を意欲と能力のある林業経営者、もしくはどうしても管理できないところは市町村が管理する等々。そういった管理制度がスタートしています。

そのあたりは伐採をし、例えば林地残材的なものをどのように活用するかとか、さまざま一つの形としてあるやに聞いておりますが、その制度について、まず、城里町としては森林経営管理制度についてはどのような認識を持ち、どのような方向で進んでいくのか、ちょっと確認をさせてください。よろしくお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 森林経営管理制度について町の考えをご質問いただきました。

森林経営管理制度に関してでございますが、国において平成30年5月25日森林経営管理法が可決成立。平成31年4月1日に施行され、森林経営管理制度がスタートしました。地域森林計画の対象となっている森林、いわゆる5条森林について、所有権とは別に収益を得るための経営管理権を市町村が設定し、森林経営が成り立つ森林については森林経営の意欲のある林業経営者に経営を再委託し、一方、経営に適さない森林については市町村が直接管理を行うこととされる制度です。適切な林業経営体の育成と、災害や地球環境温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の維持に貢献するものであります。

市町村の取り組みとしましては、今後、森林所有者から森林経営管理に対する意向を確認し、管理や委託に関し、意欲のある林業経営者へ再委託することとなってまいりますので、今後隣接市町村及び関係機関と具体的な森林整備についての計画策定をしてまいります。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

この法律に対しての考え方と方向はこれから検討していくという、ちょっと抽象的な考え方だなというふうに、現在のところはそういうふうに認識をさせていただきます。

それで、この中において、当然そうなりますと、今話の中にもありましたけれども、城里町内の森林所有者の意向調査をやったり早急に行う必要があるんだろうということだと思いますよね。その経営管理を委託された土地を中心に、森林、里山の開発を積極的に行ったり、森林の持つエネルギーを利用して城里町のエネルギー状況、もしくは先ほど大きな話でありましたが、CO₂削減とかそういった話まで言及されていると。まさにそういった状況をきちっと考えなければいけないというところにおいて、具体的には今ちょっとわかりづらかったんですが、意欲のある林業経営者等々にお願いをするというふうにあるんですが。これはまず2つ目、ちょっと質問させていただきますけれども、どのような意欲と。ここに、これは農林水産省の林野庁森林利用課が出しているペーパーがあるんですが、そこには意欲と能力のある林業経営者というふうに書いてありまして、この意

欲と能力のある林業経営者というのは、どのような方々を城里町としては指すのか、確認させていただければと思います。

同時に、城里町のエネルギー供給の中で、これもあるんですが、まず伐採をして林地残材をいろんな適材適所で、病院に使ったり、おうちに使ったり、もしくは木製品を使ったり、あとはバイオマス、チップ、ペレット等々なんかも書いてあるんです。多分これを前提にして4月からスタートした制度において、今のところは町としてはざっくりとしたお話だったんですけれども、具体的には意欲と能力のある林業経営者というのは、どういうところからスタートし、それをバランスがとれたものというのは、どのような認識の中でこれから行動していくのか。思いと考え方と行動がどのようになっていくのかを、まず確認させてください。

プラス、そこに加えますのは、2つポイントがありまして、これもあるんですが、資料にもあるんですが、バイオマス資源として活用する方法があると。例えば、もう一個、バイオマスの発電もあるんですが、同時にその木材の資源をペレット化してそれをエネルギーとして、例えばストーブにしたり、火力発電のようなものがあったりとか等々、そういったトータル的な話があります。それについて、今できるところで、認識している範囲で結構ですので、まずは森林経営管理制度に移行する、スタートしていますので、具体的にできるところはどういうことなのか。どういうところからできるのか。先ほどお話させていただきましたように、この意欲と能力のある林業経営者はどのように育て頼んでいくのか。具体的に今プランがあるのであれば、具体的にお示しをいただければと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

意欲のある森林経営者ということですが、突然どこからともなく意欲のある林業経営者が出現するということは考えにくく、実際には例えば森林組合などが担い手となるケースが多いのではないかというふうに考えております。

例えば、笠間西森林組合などでは、最新の機械を導入して積極的な木材の出荷等も行っております。そういったきちんとした経営ができている森林組合というのは、この森林の経営に関して意欲のある経営者の一つとなり得るかと思います。もちろん、森林組合も1つではありませんし、そのほか城里町内でこれからそういった機械を導入し、技術者を雇い、積極的に森林を管理し、収益を上げる、そういった企業体があらわれれば、そういった方々も意欲のある林業経営の主体というふうになり得るかと思います。全く何もないことから参入するということは、ゼロとは言いませんが、なかなか考えにくいところはあるんじゃないかなというふうに思います。

国の森林経営管理制度でございますが、山がきちんと管理されなくなって、そのせいで

間伐等も行われなくなり、大雨等で山が崩れて未熟な材木となるべき木が川に流出して、また橋を押し流していくといった大きな災害も起こっていることから、適切な森林経営をすることが必要だということで、社会的な要請も高まっているとは思っております。

そういったこともあって法制化されたわけですが、町としましては、先ほどの答弁のとおりに、まずは意向調査等から行っていかなければならないと考えております。まず、意向調査に入る前にもさまざまな準備段階がございますので、時間のかかる一つの計画になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） まず意向調査もあるし、それまでの段取りも含めたところで時間的な余裕が必要なんだろうなというところだというふうに思います。ただ、既存の森林組合のお話をされました。当然その意欲ともちろん能力のある林業経営者ですから、そういったところに委託をしていくということは当然考えられるんだろうと思います。

しかしながら、この少子高齢化の荒波の中で、どんどん担い手というところも含めたところで、まさにこれから担い手、つまりこれから森林を、里山を守っていく人たちを、まず意欲のある方々も同時並行的に探していかなければいけないんだろうというふうに思っています。ですから、意向調査をし、いろいろ、さまざまな段取りがあるんだと思いますが、その後実際に運営をしていく方々の中にやはり担い手を、若者たちを育てていく、意欲のある若者たちを育てていくということを前提におきながらやったほうがよろしいし、当然私をご確認したバイオマスとかそういったものについては、まだなかなか議論もそこまでは行っていないというような現況であるようですから。

いずれにしても、この森林経営管理制度がスタートしましたので、さまざまな検討とか確認をしながら、そして担い手をどう育てていくのか。そして、やりたいと言った企業体がぽっと出てきたらば、それをお任せしたいという話ですが、なかなかぽっとは出てきません。そこを育てるために、育成するためにこの制度を活用し、皆さんが、自治体がまずどのような考えがあるのか。同時にこの森林の経営の、要は事業の商売ベースとしてどこまでできるのかも含めて、一緒に研究していくということが町としては大事なんじゃないかなということを確認させていただきながら、次の質問に移ってまいります。

次の質問なんですが、DMOというものがあります。DMOとは何なんだ。なかなかなじみが薄い言葉であります。このDMOというのは、観光物件、自然、食、芸術、芸能、風習など地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人だと。デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション・オア・カンパニーと。行き先を、経営・運営していく未来を見て、経営・運営していく組織をつくっていこう。国のほうでは、コンセプトとして地域の稼ぐ力をつけていこう。観光の経営をコンセプトとして

いる。そういう事業であります。

この事業に約３年前から城里町も常陸大宮市と連携をしながら、交付金として約3,000万円というお金を投資して、今までこの３年間3,000万というお金を投資しながら、このDMOの設立に向けて活動をしているというふうに聞いております。もちろん、やっているということなんですが、このDMOの事業の形成というか、DMOを設置するということを前提に活動をされているわけで、３年間ある程度準備期間があって、いよいよ来年度から法人化する、ビジネス化していくというような現況にあるように聞いておりますけれども、そういったことにおいて、このDMOについて、どういった認識というか、今どういった進捗状況、そして今の現状とこれからの方向性について、どのように町としては認識をされているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、DMOの現状と方向性について回答をさせていただきます。

DMOとは、Dはデスティネーション、Mはマネジメント、Oはオーガニゼーションと、直訳すると「目的地を管理する組織」というふうに訳されるかと思います。何だかすぐに英語３文字になるとわかりにくいですが、観光地域づくりを行うかじ取り役となる法人のことです。

DMOというと、何かすごく難しく感じてしまいますが、例えば、城里町の開発公社でも今、これは城里町単独の組織ですが、DMOのようなことをやっております。例えば、開発公社の事務所で受け付けをしてブルーベリー狩りに連れて行ったり、登山ツアーに連れて行ったり、あるいは田植えをやったり、あるいはアスパラの収穫体験をやったりといった、そういった案内事業を開発公社で行っていますが、これは一種のDMO的な仕事を既にやっているわけでして、これはあくまで城里町単独の組織ですが、御前山のDMOもイメージとしては同じように、そこへ行くと、那珂川・御前山地域のさまざまな観光案内の拠点となると。そこに行くと、御前山登山を案内してくれたり、あるいはカヌーを案内してくれたり、あるいは近くの温泉まで連れて行くミニツアーをやってくれたりというような、御前山・那珂川地域の観光をしたいという人がそこへ訪れると、そこでさまざまな地域の農家だとか商店を巻き込んだサービスを紹介してくれる場所というイメージだと考えれば、大体将来像をつかめるのではないかというふうに思います。

さて、平成28年度から国からの交付金を受け、常陸大宮市と合同で御前山・那珂川を活用した広域連携による観光強化、DMO事業として御前山・那珂川広域連携協議会を設立し、DMO設立に向け事業を展開しております。具体的な取り組みとしましては、当協議会において、組織形成に係るワークショップや勉強会などを実施し、組織員同士で地域資源や課題などの相互理解を図り、当地域における収益事業の検討を行ってまいりました。

同時に、当地域への誘客促進を図るため、地域特性を生かした御前山トレイルラン大会や那珂川カヌーフエスティバルなどのイベントを実施し、誘客促進と地域PRや消費拡大を図ってまいりました。

平成30年度には、ボランティアガイドである御前山地域案内人を6名認定し、現在は道の駅かつら敷地内において定期的に観光案内所を開設し、来客者への観光案内やガイドつきハイキングを実施し、非常に好評を得ております。

今後の方向性としましては、昨年度まで実施しました事業成果をもとに、地域の稼ぐ力を引き出し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協同し、確実な計画実行を実現する力のあるDMO設立を目指し、組織づくりの計画を進め、年度内設立に向けた各種申請を予定しております。

また、設立後の展望といたしましては、町財源に頼り切らず、自主財源の確保のための新規収益事業を実施することも想定しております。その一つとしまして、協議会の会議において組織員の方より、現在、町が占用を受けふれあい広場として開放をしております道の駅かつら隣地の河川について、キャンプやバーベキューを行う利用者が増え、大変にぎわいができている一方、利用者のマナーに関する問題も見受けられるため、適切な管理を行える整備を検討してはいかがとの意見を頂戴いたしました。町としまでも、管理するふれあい広場の区画整備を行い、キャンプ場やバーベキュー場として料金をいただき、より快適なサービスを提供することで、利用者のマナー向上にもつながり、ひいてはDMOの新規事業としての収益源にもなり得ると捉えております。

今後、このような新規事業も視野に入れながらDMO設立を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） なるほど。何というんでしょうか。わかりづらいですね。これ、どういうことかという、先ほど町長、最初に言いましたけれども、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション、このマネジメントのところを町長は管理だというふうに訳していますけれども、これは通常、DMOの感覚でいうと経営か運営というふうに訳したほうが望ましいんじゃないかなと。

なぜならば、町長は先ほど最後に言いましたけれども、自主事業をしてビジネス展開をしていくんだというお話があったと思います。経営なんですね。その観点から、平成28年度、御前山・那珂川広域連携協議会の設立総会、平成28年5月27日金曜日午後3時からあったわけですが、その第1号議案、この設立の趣意、コンセプトについてあるわけです。常陸大宮市と城里町、いずれにしても、本地域において埋もれている潜在的な観光資源を多分野において有効的に活用し、魅力ある地域を創造することで、観光客の誘客数を増加させ、持続的な地域づくりをしよう、観光地づくりをしようということですね。

今までの官民単独での取り組みということだけでは困難ですから、連携的な事業を可能とするために、両市町及び官民の広域的な連携、そういったことに各事業に強く結びつけて公益的な事業となるように努めることをやって、とにかく頑張りましょうということなんです、観光分野において。

ただ、平成28年の第4号議案にはこういうふうにあるわけです。一番最初の立ち上げのときのコンセプトです。受け入れ体制整備事業というのがまずありまして、情報発信・PR事業と大きく分けてこの2つがあるんですけども、私が着目しているのは、受け入れ体制整備事業のコンセプトが果たして今の話の中にできていたかなということ、それにはちょっと抜けている部分があるんじゃないか。

例えば、7つあるんですよ。御前山・那珂川観光DMOの設立事業の実施、設立をしていこうというのが今ありました。それで、もちろん勉強とか、地域案内ガイド人を、観光ガイド者、それを育成するんだという話もできていると思います。御前山のトレイルランも実施していると。観光ツアーも実施しているとありますけれども、いまいちマーケット調査の実態をどのように協議会が受け入れて、これから先のプランニングの中に。例えば、具体的に言えばここにありますが、6次産業化等々の開発の実施と書いてあるんですが、今のところ余りできていないんじゃないかというふうに感じています。

ちょっと細くなっちゃうので、総体的な話をまずさせていただきます。

このDMOというやり方は、非常に広い意味なんだと思います。常陸大宮市と城里町で、最初はこのイメージでいうと御前山を中心とした赤い橋を渡った昔の御前山村地区と桂村地区のあたりの話なのかなと聞いていましたらば、実は本拠地自体は城里町に、事務所自体は置いてもいいという話があったり、あとは城里町全体と大宮市全体として観光事業、もしくは食べ物。農林漁業、工業、商業、観光、つまりスポーツ事業とか、JTBに委託しているんだと思うんですけども、JTBがつくった資料の中にはさまざまあります。物すごく分厚い資料なんで、これを一々説明するのは無理なんですけど、いろいろ書いてあるわけです。

その中において、じゃ、多分議員の皆さんもそうだと思うんですが、町民の皆さんもそうだと思うんですが、DMOで唯一やっている仕事というとトレイルランぐらいしかわからないんですね。でも、本当は違うと思うんです。多分、広い意味で言えば、先ほど開発公社の話がありました。ホロルの湯もふれあいの里の話もあるんですけども、プラスやっぱり初音茶、古内の島家住宅の問題もある。農業だったらば、トマトでも何でもあいうものをつくっている野菜もある。工業だってあるでしょうし、商業だって芸能だって文化だってあるでしょう。そういったものが、全体的にDMOという認識の中でまとまり切れていないような気がします。

城里町の事業計画の中で、島家住宅も何かゲストハウスにするとか、レストランにするという話があったみたいなんですけど、でもなくなっちゃったという話なんですけれども。

いずれにしても、総体的に入り口のところでこういった大宮市との連携事業の話があるこのDMOで3,000万というお金をつぎ込みながら、さまざまな勉強をし、マーケティングをしながらやってきたことに対して、余り広がりがないというか、地域においてですね。

もっと言えば、大宮市とどのような議論をしてどういう話し合いをしているのか。もしくは、この担当部署はまちづくり戦略課の中にあるんですか。まちづくり戦略課の中で何人のプロパーの方がいて、どのような議論をしてきて、具体的にどのような組織で。そして、先ほど町長がおっしゃったように、自主事業で儲かっていて公金を使わない、税金を使わないでやっていけるようなシステム構築をするんだ、組織体制をつくっていくんだという心意気はとてもいいと思うんですが、具体的にできる感覚だと、今のところ、てんでんばらばらなのかなという感じがちょっとあるんです。

この内容についても、これは具体的になっちゃうんで、話はちょっと後にしますがけれども、この総会の中にあるように、さまざまな方向性を決めていく中において、まず町民が余りかわかっていないんじゃないか。関与していないんじゃないか。もしくは、地域おこし協力隊の部分、農業部分もありますから、もちろん農林漁業、農業の部分はもっと大切な問題です。ここのJTBの関東法人営業水戸支店がつくった業務実績報告書の中にはいろいろ書いてあるんですよ。食べ物を基本的に大事にしようとか。スポーツ事業をやってみようとか。さまざまな事業を、さまざまな掘り起こしをしてDMOで実験的にやっている内容以外のものについても研究して話をしていこう。そういった中で、今年の平成31年3月、3カ月前にあった業務報告書の中には、もう既に平成31年度アクションプラン、令和元年度のアクションプランとして、次年度はDMO、これをつくっていったって運営していくというふうにあるんですけれども。

総体的に、いま一度このDMOという認識のあり方について、どのように、もうちょっと。今の話だとペーパーを読んでいただいてありがたいんですけれども、思いというか、どういうものなのかDMOとは。どういうふうに考えているのかをもうちょっと教えてもらっていいですか。町長の言葉でお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

DMOというと、非常になかなか英語3文字でわかりにくいんですが、先ほどちょっと説明しましたが、開発公社でやっているグリーンツーリズム事業というのは、ある意味DMOに近いようなものです。そこが取りまとめ役となって、地域の資源であるさまざまな農業体験とか、ホタル観賞会とか、さまざまな地域資源の見どころをそこで案内して、お金を各地で落としていただく。案内役として機能するというのが開発公社がやっているグリーンツーリズム事業ですので、たしかあれば旧常北町で立ち上げた事業なので、案内先

が上入野周辺が多くなっておりますが。最近、登山ガイドということで城里町内全域の登山の見どころも案内するようになりましたが、あれは一種の、当時はグリーンツーリズム事業と言いましたが、DMO事業に近いものであるというふうに思います。

それに加えて、例えば、6次産業化ということ言えば、地元のキングポークを使ったピザを出したりとかしているのは、まさに6次産業化、新商品ということでDMOの趣旨にも合致するようなことを既に、地元の蜂蜜と地元の豚肉を使ったピザを出すということになると、これは完全に6次産業化ですので、まさにDMO的なものを既にやっているというふうにも言えるかと思います。その結果として、かなりふれあいの里の収益なども堅調に推移していると思います。

これは、城里町開発公社がやっているグリーンツーリズム事業であります。御前山・那珂川DMO事業についても、場所は違えどもイメージとしては近いものがあるのではないかなというふうに思います。道の駅かつら周辺を一つの窓口としまして、そこに行くとトレイルランが毎年こういう時期にあるけれども、そのコースを歩いてみませんかとかいう案内ができたり、あるいは御前山地区で大宮まで行って、こういうところに行くとおいしいお土産物屋さんが売っていますよという案内がされたり、カヌー体験をしませんかとか。そこが御前山・那珂川地区の玄関口となって、地域に点在する農家さんやさまざまな観光事業者の売り上げ増加につながるような、そういった拠点機能を持つというのが御前山・那珂川DMOというわけであります。

御前山といいましても、自然公園の範囲としてはかなり広いものがありますし、那珂川という枠組みでいきますと、城里町のかなりの部分が那珂川流域に当たるわけですから、御前山・那珂川DMOといっても、何も旧桂村の御前山区だけにかかわるものではなくて、もう少し広い旧桂村の川沿いの地区、あるいは常北町も川沿いの地区は御前山・那珂川DMOの案内範囲になってくるのではないかなというふうに考えます。

また、DMOの事務所運営に当たっては、やはり人件費が必要になってくるかと思います。案内自体だけで人件費を賄うことができないかと思うので。ただ全部税金で人件費を出すのではなくて、道の駅かつら周辺で今、キャンプやバーベキューをやる方が多いですが、無料であるがゆえにマナーが悪く、ごみを捨てていく方も多いですし、無料であるがゆえに草刈りなどのサービスも十分にできていないので、道の駅かつら周辺のバーベキューやキャンプについて、ふれあいの里などと同様に幾らかの入場料や、テント1張り幾らといったような料金を取れば。それで人件費が全部出せるかどうかやってみないとわかりませんが、ふれあいの里では運営スタッフを全部入場料収入で賄えておりますけれども。

突然1年目から全て黒字にはできないとは思いますが、まずはそういった有料化するというのも一案ではないのかという意見をいただいておりますので、お金を取ってそのかわりにきれいに整備をして、その収益を人件費の足しにして、観光案内人が那珂川・御前山地区の見どころを紹介していくと。それで地域全体にお金が潤うような、そういった一つの

きっかけづくりの場所にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 具体的にお話いただいたと思います。当然、そういった思いがあるというふうに思います。こういったDMOの、JTBさんがつくってくれたような内容でいろんな協議を今までしてきたということであります。

例えば、このマーケティングの中に、城里町、常陸大宮市の認知度というアンケートがありまして、城里町を知っているかどうかという、全体の回答数が975人いるうちの13人、1.3%しか城里町は知らなかった。常陸大宮市も全体の中で17%の方しかない。合わせて約20%を切っているという。観光DMO事業ですから、まさに先ほどおっしゃったように、いろんな形や事業の中身を、仕組みをしっかりとつくっていきながらやっていく。グリーンツーリズム事業みたいなものでやっていく。

じゃ、ここで、一つ確認しなきゃいけないことがあると思うんです。いずれにしても、ロードマップ的にはこのアクションカレンダーというふうにJTBさんがつくったやつの中には、今年の5月から合意形成に向けて話し合いをしているという状況になっています。

8月からは申請から登録まで最短2週間程度を経て会社設立をするんだと。

9月下旬あたりから10月に向けては計画が策定されていて、11月には候補法人の登録がされていて、1月からはDMOとして活動が開始されているんですね。半年後から。

だから、結局、まちづくり戦略課の中である人数の割合だけで何人プロパーとしているのかよくわかりませんが、果たしてその人数でできるのか。それと、自治体と、大宮市さんと話し合わなきゃいけないということと、官民協同で、JTBさんがさまざまなご指導をしていると思うんですが、これはあくまでもマーケティングというか、リクルーターとして我々に提供していただいているものだというふうに思いますので、それをどのように活用するかという具体的なバックボーンとなる組織というものは、今考えておられるのかというと、開発公社の名前が出ていました。

開発公社にお願いして、当初はお金は税金で払うんだけれども、黒字にはできないけれども、しばらくかかるけれども、とりあえずいろんな事業をしてやっていこうと。本当に城里町には歴史的な文化財も含めて、食べ物にしても島家住宅にしても、稲刈り体験だったり田植え体験、江戸川区とサーモンウォッチングとか、トレイルランとかシクロクロスとか、カヌー教室とかいろいろやっているんですね。てんでんばらばらというか、これはDMOだと思います。全て、広い意味で。

それを事業化していった金儲けができる。一番最初の国の観光庁のコンセプトが儲かる地域、儲かる観光だと言っているわけですから、まさにさまざまな事業をそろそろ確認しながら、どれが儲かって儲からないのか。もう既に来年の1月からはDMOが開始されて

いるという前提ですから、現実無理なわけです。

だからそういうことも踏まえた上で、きちっと形をつくっていくということを、念頭に置きながら、どこが事業主体となり、どこに住所を置き、誰が動き、誰がいて、どのような金儲けができるのか。ビジネスができるのか。その点について、やはり専門家の意見とか、JTBも含めてなんでしょうけれども、そういったところが必要だと思いますので、重ねてそういったきちっとした受け皿をつくっていただきながら、このDMOという無理のない計画の中で、きちっとした結果が出る。公金が3,000万も投入されて3年間準備期間があって、いよいよ来年出発ですから、こういったことにおいては、城里町の観光ビジョン、常陸大宮さんと連携しながら城里町の未来のために、儲かる観光についてきっちりやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ってまいります。

業務のペーパーレス化ということなのですが、これはもうずっと前からお話をさせていただいているあれなのですが、5月9日の茨城新聞でも、茨城県の本年度業務のペーパーレス化、茨城県が業務のペーパーレス化を推し進めるという記事がありました。

記事によると、茨城県、昨年度の電子決裁の割合が100%になった、これがロボットに代行させた業務自動化だったり、IT化書類の分析も大事だし、紙を減らすこと自体が目的ではないんだけど、業務の体質を変えていきたいというような記事だったりですね。5月18日には、またこれも茨城新聞でありますけれども、茨城県議会がICT導入への議論がスタート。本会議や委員会でタブレット端末を使用することで、議案書などペーパーレス化していくことを話し合うということです。

全国では、神奈川、広島、沖縄の3県。県内では、石岡、笠間、守谷、神栖、美浦村の5つの自治体が導入しているということなんですけれども、以前からこの話はさせていただいていますが、城里町も進めてみてはどうなのかなということです。

同時に、城里町の議会運営委員会でもここ数年タブレット議会について議論をしたり、また研修に昨年度も行ったりしています。現実の話としては、議会だけでは、議会だけの運動では、活動というか、タブレットだけではうまくいきませんので、執行部と足並みをそろえていかなければ機能しませんと、そういうアドバイスもいただいております。いずれにしても、この城里町とこの議会で、タブレット議会についてどのように、まず考えているかをお伺いをさせていただきます。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、5番目の質問、業務のペーパーレス化について回答をさせていただきたいと思います。

ペーパーレス化は、データや資料を紙に印刷し、保管・共有・閲覧を行ってきたのをやめて、パソコン上でのファイル操作や画面表示で代替しようとする取り組みでございます。

コストの削減、省スペース化、検索性の向上、労働生産性の向上、セキュリティー対策等のメリットがありますが、一方でシステム、ネットワーク障害による影響、視認性の低下、メモの自由度が低い、紙媒体の電子化のためによる作業増加、導入経費の負担等のデメリットもございます。

ペーパーレス化を行うには、町の文書管理自体の見直しや管理体制の見直し、新たなルールづくりなどの課題もあります。パソコンやシステムの技術進歩によって、ペーパーレス化に向けたハードルは低くなると思われ、本町においても導入自治体、先進自治体の事例などを調査し、検討をしてまいりたいと考えております。

議会のペーパーレス化に関しては、議会の中でご議論いただく事項でございますので、私からのコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 前向きな答弁をいただいたと思いますが、いずれにしても議会側は研修していますし、ある意味、私は議会としての準備は万端なんだというふうに、個人的には思っております。いずれにしましても、このペーパーレス化において、城里町として、例えばなんです、試算しているかどうかわかりませんが、紙の印刷、年間金額にして幾らぐらいかかっているのでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えをいたします。

30年度の実績でありますけれども、財務課で一括して購入しております紙の枚数が438万枚、金額にして約298万円であります。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしましても、町としてもそういったペーパーレス化について引き続き検討をいただきながら、前向きに具体的に来年度あたりぐらいからは、できるような方向性をお示しをいただければというふうに思います。

また、議会内でもこういった議論を進めていくことは大切なことだなと感じながら、今回の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす13日から17日までは議案調査、議案整理のため休会とし、18日は午後2時に本会議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時47分散会